

## 第433回南国市議会定例会会議録

第2日 令和5年12月5日 火曜日

### 出席議員

1番 齊藤 正和	2番 松下 直樹
3番 松本 信之助	4番 西内 俊二
5番 溝渕 正晃	6番 山本 康博
7番 齊藤 喜美子	8番 杉本 理
9番 丁野 美香	10番 西山 明彦
11番 神崎 隆代	12番 植田 豊
13番 西本 良平	14番 山中 良成
15番 岩松 永治	16番 土居 恒夫
17番 有沢 芳郎	18番 前田 学浩
19番 岡崎 純男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

-----\*

### 欠席議員

なし

-----\*

### 出席要求による出席者

市長	平山 耕三	副市長	村田 功
副市長	北條 邦寿	参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中島 章
参事兼財政課長	渡部 靖	参事兼企画課長	松木 和哉
情報政策課長	竹村 亜希子	危機管理課長	山田 恭輔
税務課長	高野 正和	市民課長	高橋 元和
子育て支援課長	長野 洋高	長寿支援課長	中村 俊一
保健福祉センター所長	藤宗 歩	環境課長	横山 聖二
農林水産課長	古田 修章	農地整備課長	田所 卓也
商工観光課長	山崎 伸二	建設課長	橋詰 徳幸
地籍調査課長	吉本 晶先	都市整備課長	若枝 実

住 宅 課 長	松 岡 千 左	上 下 水 道 局 長	濱 田 秀 志
会 計 管 理 者 兼	秋 田 節 夫	福 祉 事 務 所 長	天 羽 庸 泰
参 事 兼 会 計 課 長		教 育 次 長 兼	
教 育 長	竹 内 信 人	学 校 教 育 課 長	溝 渕 浩 芳
生 涯 学 習 課 長	前 田 康 喜	監 查 委 员 長	中 村 比 早 子
農 業 委 員 会	弘 田 明 平	事 務 局 長	
事 務 局 長		消 防 長	小 松 和 英
書 記			

-----\*

### 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次 長	門 脇 智 哉
書 記	三 谷 容 子		

-----\*

### 議事日程

令和 5 年 12 月 5 日 火曜日 午前 10 時 開議

第 1 一般質問

-----\*

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

-----\*

午前 10 時 開議

○議長（岩松永治） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

-----\*

### 一般質問

○議長（岩松永治） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。10番西山明彦議員。

〔10番 西山明彦議員発言席〕

○10番（西山明彦） 議席番号 10 番の西山明彦でございます。

新しい議員構成となって最初の定例議会となりました。12月定例会の一般質問をトップバッターでやらせていただきます。

今朝の高知新聞の地空欄を読ませていただきましたけれども、私はあれは番長総局長からの私ども南国市議会議員への激励と受け止めました。あのコラムにあったように、市民の皆様に一票の価値を感じていただけるように取り組んでまいる所存ですので、よろしくお願ひいたし

ます。

それでは、第433回令和5年12月定例会の一般質問を一問一答形式で行わせていただきます。

今回私が通告させていただいた質問は、1、財政運営について、2、住民自治と行政責任、3、子育て支援の3項目であります。順次質問させていただきますので、御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、1項目めの財政運営について質問します。

令和6年度予算編成に向けてですけれども、今年も既に来年度の予算編成作業に入っていると思います。これまででも12月議会で翌年度の予算編成について質問してまいりましたが、やはり来年の3月議会へ提案される来年度の当初予算、これを事前にその方向性を確認して、私の思いを来年度の予算に反映していただけるようにお伺いしてまいります。

今日の日本経済は、止まらない円安の中で賃上げが物価上昇に追いつかず、国民生活は本当に厳しい状況が続いている。それは当然南国市民にとっても同じことでございます。

そこで、まず市長にお伺いしますが、今日の経済情勢を捉える中で、南国市においては来年度予算を編成するに当たり、特にどこに重点を置いた予算にしていくお考えなのか、市長の基本姿勢をお伺いします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 令和6年度予算の編成方針は、国の進める経済社会改革、子ども・子育て政策の抜本強化や地方創生の実現のための情報に注視しつつ、限られた財源の中で最大の効果を発揮できるよう取り組み、第4次南国市総合計画の「安全・安心のまち」「健康・福祉のまち」「産業・交流のまち」「教育・文化のまち」「協働・連帯のまち」の5つのまちづくりの基本目標に留意することとしております。中でも今まで進めてまいりました都市計画道路南国駅前線や図書館整備、国営圃場整備事業は当然のこと、「あんばん」を見越したシンボルロードの整備などを重点的に行うとともに、子育て支援も念頭に予算編成を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 限られた財源の中で最大限の効果を発揮するようにということですけれども、幾つか挙げられましたけれども、支援するハード事業が多く挙げられたと思います。平山市長が市長に就任されて6年と何か月かたってますけれども、この間に海洋堂SpaceFactoryなんこく、地域交流センターMIARE！、ほかにも長岡西部保育所の改築であるとか、スポーツセンターへの避難タワーの整備、そして市長も挙げられましたが、あと2年少々に迫っ

ている新図書館の建設など大型建設事業、さらに今言われました都市計画道路や、そのほかにも篠原区画整理事業など大型のハード事業が着実に形となっております。今後はハード事業からソフト事業への転換の時期に来ていると思います。今、市長が挙げられたのは子育て支援だけぐらいだったと思いますけれども、これまでにもソフト事業にも取り組まれてきましたけれども、さらに予算のシフトをソフト事業に向けていっていただきたいと思います。

そこで市長にお伺いしますけれども、今私が申し上げたとおり、予算編成においてもハードからソフトへの転換の時期を迎えてると思いますが、そのあたりの展望について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 今、西山議員もおっしゃったとおり、令和6年度から新図書館の建設工事を予定しております。また、その後も津波避難タワーの整備や十市保育園高台移転など、保育所、保育園の建て替え事業などもありますので、今後も一定量のハード事業が続くことが見込まれると考えております。しかしながら、ハード事業を抑制していくということも必要になりますので、財源等を考慮しつつ、ソフト事業への急激な転換ということではなく、段階的な転換となるよう徐々に進めていきたいと考えております。

ただ、気をつけなければならないのは、ハード事業は一過性のものとなりますし、ソフト事業は継続性が求められ、経常経費の増加にもつながりますので、慎重に行っていく必要があると考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 段階的にソフト事業に転換していく必要もあるけれども、経常経費の増加も見据えて取り組んでいくというようなお答えだったと思いますけれども、ここでちょっと私からお願いでございます。

1年前の昨年12月議会でも取り上げましたが、ソフトの施策として高齢者への経済的支援をお願いしたいと思います。国では異次元の少子化対策ということで様々な財政支援が行われております。児童手当の第3子加算を拡大するとか、第1子のカウントを大学生までにするとか、そういう案も検討されているようですが、また高校生までの医療費の無償化も自治体によっては実施されています。お隣の香南市も取り組まれるような報道がありましたが、大変よいことだと思います。ただ、見方を変えれば、高校3年生というのは成人となる年齢ですし、大学生はまさに成人です。こういった方を家族に持つ家庭に子育て支援として財政支援をしていくわけです。

それであれば、高齢者については一体どうなのかということですが、近年働き手不足を補う戦力として高齢者雇用が進んでおります。高齢者自身も元気であり、まだまだ現役として仕事をしていますが、これは年金の支給が65歳まで繰り延べられた影響も大きいと思います。高齢者への経済支援として、1年前に介護施設への入所費用に対する支援についてお伺いしました。残念ながら市長からは、今後要介護者の増加により厳しい財政運営を強いられることが見込まれ、入所待機者もいる中での入所費用への助成は難しいという答弁でした。加えて市長からは、低所得者には居住費や食費の自己負担の上限があり、制度に沿った負担をお願いしたいということでした。

子育て支援においては、南国市独自での中学生までの医療費の無償化や保育料の軽減、保育所の保育給食の副食費の無償化など、様々なメニューが実現されております。医療費の無償化については、所得制限などはありません。医療保険がある中で、中学生までの医療費の自己負担を市が持つのなら、高齢者の医療費への助成があってもよいのではないか、保育園の副食費のように、食で言えば介護施設の食品に対しての助成があってもよいのではないか、いろいろと高齢者への経済的支援の方法は考えられるのではないかでしょうか。

そこで改めて市長にお伺いしますが、ソフト事業への予算配分において、子育て支援と同様に今私が申し上げた介護施設の入所費用への助成も一つの方法ですけれども、高齢者への経済的支援のための予算を増やしていただくように御検討いただけないものでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 高知県の人口は令和5年4月1日現在で67万人を割り込み、国勢調査が始まった大正9年以降の約100年間で最少となっており、本市の人口も減少しておる中、人口減少対策は喫緊の課題であります。高齢者の経済支援ももちろん考えていく必要があると思っております。しかしながら、まずは若者の流出を食い止めることが必要でありまして、そのためにも就労の場の確保や子育て支援を優先的に行う必要があると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 高齢者への経済的支援も必要性は認めていただいておりますけれども、やはり人口減少への対策が必要ということで、子育て支援を優先するとそういうお答えだったと思いますけれども、子育て支援については今国を挙げて支援策が検討されていますが、一方で高齢者への支援はあまり検討されてない、何か後回しにされて優先順位が低い、高齢者に冷たいのではないかと、私はそのように思います。

1年前の答弁で市長は、高齢化率も上がっており、そこへの費用負担が増えることを考えれば、市単独の支援は難しいとも言われました。子育て支援は対象者が少ないけれども、高齢者はますます増えていくので、財政負担が大きくてできないと、それでよいのでしょうか。ぜひ高齢者も安心して暮らすことができる南国市となるように、市長の御英断に期待します。再度お伺いします。いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 市民一人一人が安心して暮らしていけるように、施策の充実、向上に努めておるところでございます。しかしながら、人口減少は経済的にマイナスの面が大きく、経済自体が縮小すれば、税収の減少により将来的な市民サービスの縮小にもつながってしまいます。まずは人口減少を食い止めるための施策に取り組むことに、繰り返しにはなりますが、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 人口減少に歯止めをかけなければ、南国市の、そして日本の未来はない、そのようなことを言わされたと思いますけれども、それは私も理解できますが、なお高齢者への支援も少しづつでも改善していっていただけるように要望しておきます。

ところで予算編成の基盤となる財政状況についてですけれども、これまでの事業について発行した市債の償還、そして今後は完成した建造物等の維持管理経費も大きくなっていくと思います。

ここで南国市の財政状況を数字で見てみたいと思います。

先日の議会前の勉強会でいただいた資料によると、この12月補正で今年度末の地方債残高は普通会計で248億7,640万円、約249億円近くになるということです。今後の南国市の財政は本当に大丈夫なのだろうか、平山市長が6年前に市長に就任した平成29年度末には約188億円だった地方債残高が、今年度末に249億円近くになると、6年間で約60億円、率にして約32%も増加しています。公債費も、平山市長が就任された翌々年の令和元年度から増加に転じて、昨年度の決算が前年度比約4,700万円増の20.3億円、今年度予算では20億5,500万円弱にもなってきます。それに併せて順調に下がっていた実質公債費比率も令和2年度から再び上昇し始めて、令和4年度は8.2%と3年間で1ポイント上昇しており、今この状況は続くのではないかなどと予想されます。

そこで質問ですが、来年度の予算編成方針にも、将来にも公債費や公共施設の長寿命化、維持管理等の経費の増加が見込まれるとありますが、今後の市債の償還計画と公共施設の維持管

理経費の状況はどうなっていくのでしょうか。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） お答えいたします。

本市の財政状況や今後の見込みにつきましては、財政審議会におきまして御審議いただいております。本年8月8日に開催いたしました審議会におきましては、本市では特に大型の投資的経費の執行が重なり、今後将来負担比率や実質公債費率の上昇が見込まれ、現在の見通しでは令和8年度が実質公債費率のピークとなり、約10%となる見通しであります。単年度の収支を厳しくするため、公債費の対策を講じることが財政指標の目標を妥当と認める条件とされております。

その中で具体的な方策といたしまして、減債基金の活用や地域福祉基金などの特定目的基金を公債費の償還財源に充当することにより単年度の収支の悪化を緩和できるとし、また人口維持につながる都市計画整備、財政健全化を図りつつ、市民ニーズに応える施策の充実、PFI事業など民間企業の力を活用し、事業の効率的、効果的運営に努めることなどに留意して、市政運営に努めることを期待するとされております。

また、公共施設の維持管理におきましては、施設がある限り老朽化に伴う経費の増加は不可避となり、光熱水費や保守等に係る経費も経常的に負担することとなります。このため長寿命化や集約化を考えいかなければ、将来負担の上昇により財政の健全化に影響を及ぼすものと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 令和8年度がピークになるということで、財政審議会でも公債費の償還には減債基金などの基金の活用に触れられたということですけれども、この間の公共事業は補助率の高い国の補助制度とか有利な起債があるということで、このチャンスを生かして市民待望の施設の整備をすることができるといつて進められてきました。様々な国庫補助の活用も行われて、まさに財政通と言われる平山市長の手腕だと思いますけれども、国や県の補助金や交付税措置のある起債ばかりに頼るのではなく、当然のことですが、自主財源の確保が大変重要だと思います。

では、市長、増加する歳出に対して、どう歳入とのバランスを取っていくのか、自主財源の確保についてはどのように考えておられるのか、市長の考えをお伺いします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 自主財源の確保は重要でありまして、税収の増加につなげられるよう今

後も産業団地の整備など、企業誘致を図る施策、また町の魅力をアップさせるとともに、規制の緩和なども考えながら、人口増につながる施策の推進を図ってまいりたいと思います。しかしながら、御存じのとおり、一般財源総額は地方交付税で調整されるということでございます。税収の増分イコール自主財源の増とはならないところであります。受益者負担の適正化等を見据えた歳入の確保も必要でありますし、ふるさと納税も納税の増額を図ることも重要であります。自主財源の乏しい市町村におきましては、国や県の補助金や交付税措置のある起債の有効活用ということは住民サービスの向上に不可欠でありますので、その有効活用を図っていくとともに、自主財源を含め、歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 単純に税収増イコール自主財源増にはならないということで、先ほど受益者負担にも触れられました。それを見据えたようなということですが、不適当な市民へのしわ寄せにならないように、我々議会も注意していく必要があるのかなというふうに感じました。

ところで、国庫補助といえば、先日の会計検査院の2022年度決算の検査報告では、いわゆる税金の無駄遣いと言われる指摘、改善事項が約580億円あったとのことです。高知県内においても、県をはじめ県内市町村に返還が求められた事案があったようですが、本市南国市ではそのようなことはありませんでしたか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） そのような報告は受けていないところです。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ないということで、適正な事務処理が行われているということで安心をいたしました。今後とも慎重で丁寧な事務作業の上で、健全な財政運営に努力していっていただきたいと思います。

今回の財政の質問で私が言いたかったのは、ハードから、今後は市民生活に直接つながるソフト事業への大胆な予算配分です。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、2項目めの住民自治と行政責任について質問します。

どういうことかといいますと、住民が主体となる住民自治と地方自治法がうたう住民の福祉の増進のための行政責任の範囲、在り方はどうなのかという問題です。

南国市では、昭和の合併以降、基本的には旧村単位の地区が設定されております。その中でさらに町部落単位で集落が形成されており、地域の市民が集う場として市立の地区公民館があ

って、さらに小さい区域でそれぞれの町部落公民館があります。この町部落公民館は、一部には市立もございますが、おおむねそれぞれの町部落が自主運営、自主管理をしております。この町部落単位の組織の運営が、今住民のコミュニティーの希薄化と高齢化社会の進む中で役員の後継者不足、成り手不足により岐路に立っているのではないでしょうか。

1か月ほど前の11月1日付の高知新聞で「県都はいま」という高知市長選向けの特集記事の中に、町内会衰え高知市方式ピンチ、死ぬまでやるしかないという見出しの記事がありました。この記事の内容は、ごみの分別を住民がボランティアで担っているが、そのやり手が減っているということでした。高知市は、南国市と同様で町内会にごみ収集所の運営のほか、街路灯の管理も任せているということです。このやり手の後継者が見つからぬために、見出しにある、死ぬまでやるしかないという状況だということです。このことは南国市でも同様の状況が起きているのではないでしょうか。

そこで、まず1つ目の自治活動団体についての質問です。

現在、南国市には17の自治活動団体があると聞いております。その中には集落支援員が入って活動を支援しているところもあると思いますが、これらの自治活動団体の活動状況はどういう状況か、コロナ禍でここ三、四年は縮小されているかもしれません、活動に対する補助金も出ていると思いますので、そのあたりも含めて状況を説明してください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 地域活性化のための自治活動団体につきましては、2002年の高知国体での民泊受入れを契機といたしまして、各地域の組織を再編し、以降地区公民館単位の17地区で地域の特徴を生かした特色ある事業に取り組んでいただいております。本年度で21年目を迎えておるところでございます。

本事業に対しましては、補助金の変動はあっておりますが、現在は1団体10万円を上限に補助を行っております。活動内容につきましては、本年度事業におきましては地区のお祭りといたしまして、野田フェスティバル、岩村ふれあい祭り、日章まつりなどが実施をされております。また、地区の文化祭といたしまして、岡豊ふれあい総合文化祭、長岡東部地区の健康七夕文化祭、長岡西部地区の西部ふれあい文化祭などがそれぞれ実施をされております。そのほかにも奈路地区の子どもあめご釣り体験や国分地区の竹灯りのイベント、久礼田地区の健康ウォーキングなどがそれぞれ実施をされております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年度から令和4年度につきましては、事業の中止や縮小が相次ぎましたが、コロナ感染症の5類移行に伴い、本年度につきましては

各地区でほぼ計画どおり事業が実施をされております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 各地区でお祭りや文化祭などが開催しておって、地域の活性化、コミュニティーの発展につながっていると思います。けれども、そこで原点に立ち返って、そもそもこの自治活動団体への補助金の趣旨、目的をお伺いします。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 本補助金につきましては、地域活性化のための自治活動団体の育成に関する条例に基づき実施をしております。

目的といたしましては、地域の特徴を生かした活動及び地域の需要を生み出すための活動を自主的に実施する地域活性化のための自治活動団体を育成し、地方分権社会における地方自治の確立を目指すことを目的とするとしております。

また、事業内容につきましては、自治活動団体は環境、福祉、文化、地域交流などの分野において、営利を目的としない公益に関する地域活性化のための事業を行うものとすると、それぞれしております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 何かイベントごとをするための補助金ではないのかなというような、そう感じて質問をいたしました。

市全体の自治活動団体連合会の会長さんとお話しする機会がありました。もう10年を超えたとおっしゃっておりました。考えてみれば、私が企画課長のときにお願いした方ですので、今までずっとお世話いただいて大変感謝に堪えないところですけれども、ここでも交代する人がいないのかなというふうなことです。地域活性化といいますが、なかなか難しい課題で、南国市に限らずどことも苦労されていると思います。

南国市では、調整区域の規制緩和で人口増となっている地域もあるという報道もありましたが、それでも人口減少が進む周辺地域と、人口だけ増えてコミュニティーが取れていない中心部と、南国市は今両極端な状況になりつつあると思います。では、こうした状況の中で地域の活性化に向けて住民自治を確立していくために、市としてどう対応していくのか。先ほど企画課長の答弁で、自治活動団体を育成して住民自治の確立を目指すと条例にあるということですけれども、地域を支えていくのはこの自治活動団体だけではありません。町部落長、公民館長をはじめ、地域の役員、民生委員、また自主防災会や消防団など、様々な方がいらっしゃいます。それらが行政の縦割りの中で別々に活動しているところもあれば、どれもこれも同じ人が

担っている、そういうところもあります。これら縦割り行政の中での地域の組織について、今後どのようにしていけばよいのか、そのことが住民自治、住民の住民による自治を強化していくことにつながり、今後の南国市の発展につながっていくと私は思います。

そこで質問ですが、地域にある様々な組織をどう捉え、市としてどう対処、支援していくのか、そしてこれを地域活性化と住民自治につなげていくのか、やはりこれは市長の政治姿勢が問われると思いますので、市長にお伺いします。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 地域で活動される住民組織につきましては、180を超える自治会町内会、160を超える自主防災会のほか、社会教育分野、福祉分野や環境分野、文化芸術分野など、幅広い分野において様々な組織が活動され、市民の日常生活を支えていただいております。地域活動への支援につきましては、これまで公民館活動や先ほど企画課長からも申し上げましたとおり、自治活動団体の活動を通じて支援を行うとともに、自治会などを基礎とする自主防災組織の活動や介護予防事業などに対して活動支援を行っております。また、地域集会所の改修等への補助制度も設けております。しかしながら、役員の後継者不足や構成員の減少などにより、地域活動を支える担い手が不足し、一部の役員に負担が集中するなど、今後の活動維持に支障が生じつつある現状も把握しております。

今後の支援につきましては、これまで集落支援員等を通じて地域内で連携できる組織体制づくりの支援を行っているところではありますが、自治会単位での直接的な支援にまで至っていないところであります。議員がおっしゃるように、人口減少が進む市周辺地域と転入者の多い市中心部では課題もお互い異なりますし、また市内17地区の組織構成も異なっておりますので、改めて住民組織と行政の役割分担や地域の実情に合った支援策について検討していきたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 市長からも担い手不足の中でいろいろ地域によって異なっているということですけれども、それぞれに歴史もあるわけで、なかなか統一的な対応は難しいと思いますけれども、やはり市長が言われたように、その地域の実情に合った地域それぞれの課題を的確に把握して、住民自治の確立を目指していただきたいと思います。

話を地域の実態に移しますが、具体的な話として住民自治と行政責任の関係で、ごみ処理について質問します。

私は以前、令和3年の3月議会ですが、ごみステーションの設置に行政が責任を持つように

要望しました。ごみステーションは、利用する世帯が20世帯あって、地元から要望があれば設置するようになっており、あくまでも地元からの要望で、地元が責任を持って管理することになっています。そのために地元の環境委員さんがそれを担うわけでございます。この環境委員さんの大変さは、担当課も御存じと思いますけれども、まず分別がきちんとできていない、可燃ごみに瓶、缶が混ざっているのは日常茶飯事、収集日が守られない、そして引っ越しごみと思われるような粗大ごみが放置される、そんな状況があちこちで見られます。ルールが徹底されていないのが現状です。赤紙が貼られて収集されずに放置されている、それを環境委員さんが対応していくわけです。

一方で、話があれですが、以前からありました、近年特に町内会に入らない、町内会から抜ける人が増えているようです。部落町内会の役員さんたちが部落費、町内会費を集めに行くわけですけれども、別に世話にもならんので必要ないと断られることがしばしばあると聞きます。誰しもごみは出すわけで、ごみを出す行為そのものが地域のお世話になっていると、そういう思いがないというか、考えが及ばないというか、そういうことだと思います。

そこで、これはもう市長にお答えいただきたいのですが、例えば転入してきた人に対して、転入届の際に国保や年金、教育委員会などのその世帯には必要な関係部署を紹介しますし、ごみ出しの冊子も渡すと思いますが、それと同時にごみ出し一つをとっても地域のお世話になるので、部落町内会に入るよう説明、要請はできないものでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 自治会、町内会へ加入していただくことは、その活動内容や公共的な意義など、住民の皆様に知っていただくということはもちろん必要なことあります。転入時に自治会への加入促進チラシなど、自治会の意義というものは分かるような形でそういう加入促進等の働きかけっていうことを検討していきたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 検討していただけるということですけれども、市民課の窓口は市職員ではなく委託された事業所の方が対応しておりますので、委託業務だけの対応でなかなか地方公務員としての責務が及ばないということで、チラシを配る程度になるのかなと。町内会の意義を説明せよというのは難しい話かもしれませんけれども、話がちょっとそれますけれども、そこは転入者が最初に訪れる場所です。効率的、効果的ということで民間委託もされておりますけれども、やはり市役所の役割の観点からでも、どこの委託業務についても常に点検が必要だと思います。

ところで、最近市の広報の配達も、地域の連絡員からの配達でなく、戸別一世帯への郵送が増えていると聞いています。これも郵送料という余分な経費がかかるわけで、町内会に入ってもらうことが経費節減にもつながっていくというふうに思いますので、市としてぜひよろしくお願いしたいと思います。

私は、昭和の古い考え方かもしれませんけれども、近年我さえよければ的な考え方、自分の時間が大事という考え方が増えているのではないかと思います。相互扶助、助け合い、こういったことが日常生活においても、そして何よりも災害発生時にはとても大切になるわけで、そういう観点からも市から部落町内会に入る大切さを広く伝えていってほしいと思います。

ところで、話をごみの問題に戻しますけれども、先ほども述べましたが、ルールを守らないごみ出しが多く見られますが、環境委員さんの責任は一体どこまででしょうか。収集日以外に出されたごみ、分別されていないごみ等々、収集されずにステーションに残されたごみについて、衛生面からも景観からも、環境委員さんは自宅に持ち帰って分別し直したり、収集日まで自宅で保管したり、さらには粗大ごみなどは規定の大きさを超えるものを自分で解体するなど、大変苦労されております。

そこで質問ですが、こうしたごみステーションの管理について、環境委員はどこまで責任を持たなければならぬのでしょうか。ステーションに放置されたごみは、環境課に連絡すればよいのでしょうか。ボランティア精神に頼る、これでは環境委員の成り手がどんどんいなくなつて、地域も困ります。ぜひ市としての姿勢をお答えください。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 市が委嘱しております環境委員の方々には、ごみステーションの整理や清掃をお願いしております。また、指定のごみ袋を使用していない場合や収集日が違うごみなどは、収集業者が違反シールを貼ります。違反シールが貼られたごみを一定期間を置くことで違反者への啓発になりますが、その後排出者が違反ごみを持って帰らない場合は環境委員の方々にできる限りの範囲での分別や処理をお願いしています。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ちょっと私先ほど赤紙って言ってた、違反シールということで、赤紙という言葉がいいかということがちょっと分かりませんが、失礼しました。できる限りというような曖昧な表現ですけれども、できる限りということは市が責任を持つというふうに解釈させていただきます。

ところで、市の廃棄物処理条例では、市民の責務として定められた方法によりごみを出すよ

うになっており、ポイ捨ては当然禁止されていますし、施行規則に細かなごみの排出方法が収集方法という形で定められております。条例には、第3条で市民の責務、第4条で事業者の責務についてが定められていますが、では市の責任はどうなのか。第7条第1項で、市長は一般廃棄物を生活環境の保全上支障がないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないと規定されています。私の認識では、これを読む限り、どこにも規定が定めた方法以外の場合、つまりルール違反のごみについて、ステーションに放置しているままでよいとは書かれていません。

そこで市長にお伺いしますけれども、ルールを守らなければならない市民の責務と収集処分をしなければならない市の責任と、両者の関係はどうなのか、市長の認識をお答えください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条第1項に、市民は廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物の減量に努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については分別して容器に収納する方法に従わなければならないとあり、第3条第2項には、可燃ごみ、資源物、資源瓶類及び水銀を含むごみについては指定するごみ袋を使用しなければならないとありますので、市民の責務としましては、このルールを守ってもらうことになります。

また、市の責任といたしましては、先ほど環境課長が申しました違反ごみの分別や処理を環境委員の方々にお願いしておりますが、様々な種類のごみが混ざっているごみ袋や大量のごみ袋がある場合などは、市に連絡していただければ環境課で回収するようにしております。

また、違反ごみを分別する中で違反者を特定できるものがあった場合も、市に連絡していただければ環境課で対応してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 最終的には環境課が回収してやっていくということで、環境委員さんに過度な責任を持たさないようによろしくお願ひいたします。

ごみ処理についてもう一点、ごみステーションの設置についてですけれども、施行規則では地元の環境委員さんから設置の申請をしなければならなくなっています。市街化区域では、どんどん住宅が建築されて世帯数が増加して、ごみステーションが満杯になることがあります。そこで私は、以前にステーションの設置について開発事業者や集合住宅の建設事業者などに、市から話をするようにお願いしました。

やはり私はごみステーションの設置についても、もっと市が責任持つべきだと思います。地

域住民が管理するごみステーションなのか、条例第1条の目的に掲げた生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために市が責任を持ったごみステーションなのか、住民自治と行政責任の関係性だと思います。

そこで、ごみステーションの設置について、地元からの申請のみでなく、規則を改正して、例えば市が必要と認める場合はこの限りでないとか、例外規定を設けてはどうでしょうか。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 少数の世帯数で近くにごみステーションがある場合には、環境委員を通じて既存のステーションを使用できないか協議していただくよう事業者にお願いしておりますが、一定以上の世帯数が見込まれる集合住宅などの新規のごみステーションの設置については、様式第10号のごみ収集ステーション設置変更申請書を宅地の開発事業者や集合住宅の建築事業者から市に提出してもらっていますので、申請者が環境委員の氏名になっております様式第10号の変更につきましては検討していきたいと思います。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 現行の様式は申請者が環境委員でしかないわけで、今環境課長が言われましたが、事業者からも既に申請してもらってるということを知りましたが、実態としてそれは検討するではなくて、しなければならないと、改正しなければならないと私は思います。しかし、様式を変更しても規則には市長が地元要望を考慮の上、ごみ収集ステーション設置変更申請書により設置、または変更するとなっております。あくまでも申請主義です。やはり市はその申請に対して許可する立場としか私は思えません、この条文を読む限り。だから、市民や事業者の責任は明確に規定しているのに、市の責任が不明確だと言っているので、その規則改正、様式だけじゃなくて本文を改正してはどうかということを言ったわけでございます。このごみステーションの問題については、引き続き今後の課題としておきたいと思います。

いずれにしましても、ごみの問題は市民生活において極めて日常的かつ身近な問題です。責任ある市の対応を求めておきます。

次に、3項目め、子育て支援についてです。

私は、前回の9月議会で産後ケアについて、ここ15年間で半減した南国市の出生数、そしてここ5年間の出生数の減少率の高さを紹介して、少子化対策の一環として安心して産み育てることができる環境を整備するために、産後ケアの無料化を求めて質問しました。やはり移住促進ばかりでなく、出生数自体を増やすことが人口減少、少子化対策の最も根本的な対策であると思います。今回は出生後の乳幼児の保健衛生について質問させていただきます。

妊娠後の妊婦健診や出産後の乳児健診、マタニティー教室や子育て講座など、妊娠から出産、育児について様々な支援制度が行われております。産後ケアは、制度としては満1歳になるまでですが、出産後の精神的な支えになると思います。

では、当の乳幼児自身の保健衛生はどうなのか、乳幼児健診については4か月健診から始まって定期的な健診があります。ところで生まれてきたお子さんの中には先天的な病気をはじめ、いろいろな特性を有するお子さんがいらっしゃいます。乳児については当然誰かがそばについていなければなりませんが、成長していく中でだんだんと手が離れていきます。けれども、何らかの特性のあるお子さんは、ずっと誰かがついていてあげなければならない場合があります。様々な特性があって、具体的な状況はそれぞれ異なるかもしれませんけれども、お子さんを育てていく上で、そしてお子さんが成長していく上で、お子さん自身への支援が必要な場合があります。

そこで質問ですが、ちょっと抽象的な言い方になっておりますけれども、南国市では生まれつきの病気や特性のあるお子さんについて、どのようなケアをされているのでしょうか。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 先天的な病気のあるお子さんへの支援としましては、医療機関と連携し、退院後の家庭での生活に向けて福祉部門とサービスの調整を行い、発達が気になるお子さんへの支援につきましては、乳幼児健診やにこにこルーム等の発達に関する事業を通じて保護者の方とお子さんの発達について話し合い、医療機関につなぐ等の支援を行っています。いずれにしましても医療的なケアが必要なお子さんを地域で受け入れるため、必要があれば医療機関や関係機関が集まってチームカンファレンスを行い、保護者に寄り添いながら支援に取り組んでいます。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 医療機関などとも情報共有など、連携されているようですが、御家族、特に出産したお母さんも生活していくためには働くことも必要なわけで、安心して育てることができる、安心して預けることができる環境を整備していくことが子育て支援として必要です。

そういう点からも、やはりスタートが肝腎であり、乳幼児の保健衛生をしっかりと支える支援体制への確立が大切だと思います。そして、それは保護者の経済的支援とともに精神的な支援にもつながっていきます。それが産後ケアですけれども、そういう意味では産後ケアは決して満1歳で終わるわけではないと思います。お子さん自身について言えば、それは乳幼児

期から始まり、保育や教育、すなわち保育士や学校での支援体制にも関わってきます。

では、保育所への入所、学校への入学、そして在園、在学においてお子さん自身へのケアはどうなっているのか、それぞれお答えください。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 南国市立保育所または幼稚園では、特別児童扶養手当の支給対象となっているお子さん、介助なしでは歩行困難、自傷行為等身体的に特に支援が必要なお子さんに対し1日加配を、1日加配対象以外の心身障害等を有するおおむね3歳以上で基準に適合するお子さんに対し半日加配を配置するということを基本としておりまして、状況によつては柔軟に対応させていただく場合もございます。また、民営施設が公立施設同様の基準で加配を行う場合、市単独事業として補助を行っております。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 保護者がお子様の発達に不安を感じている場合や就学前施設で特別な支援を受けていた児童が小学校に入学される際には、専門機関で教育相談を受けていただくようにしております。また、入学後に保護者がお子様の発達に不安を感じている場合には、県教育委員会の実施する外部専門家を活用した支援体制充実事業を利用していくこともできます。教育相談などを受けていただくことによりまして、児童生徒の課題を把握することができるので、保護者がお子様の状態を理解することで、児童生徒にとってよりよい学習環境、支援を提供することができていると考えております。

支援体制といたしましては、特別支援学級に入級した児童生徒には、支援学級担任と通常の学級の担任が連携をしながら、個別対応を要する場合は特別支援学級での支援を行い、少しの手助けがあれば通常の学級で学ぶことができる児童生徒につきましては通常の学級で過ごすようにしております。その際、南国市で雇用しております特別支援教育支援員が、学校や児童生徒の実態に合わせて、通常の学級についていってサポートし、支援をしております。

支援内容といたしましては、児童生徒の苦手とする部分への支援や、得意とする部分をより強化するといった自立活動の時間を一人一人の実態に応じた内容を計画しております。児童生徒の困り感が少しでも少なくなり、集団での生活が過ごしやすくなるように、校内支援会等で共通認識を図り、保護者とも連絡を取りながら支援をしております。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 保育では障害児加配ですか、学校では特別支援学級などの対応ということがあります、保育ではおおむね3歳以上ということで、受持ち定数の関係かも分かり

ませんが、柔軟な対応をするということですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

保育から学校へつなぐこともされているということですし、特別支援学級については特別支援教育支援員さんがなかなか見つからないのではないかなどということもあると思います。去る6月議会でも質問させていただきましたけれども、支援員の配置などについて、今日マンパワー不足も大きな課題となっておりますので苦労されると思いますけれども、いずれにしましても制度そのものの確立が前提になってくると思います。福祉分野や保健衛生の分野など、いろんな分野の連携が大切なわけですが、身体的あるいは精神的な特性のあるお子さんへの支援について、経済的支援は別として、南国市では支援、連携体制はどうなっていますか。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 障害児への支援としましては、障害児専門の相談支援事業を相談支援センターひいーずに委託しております。障害児に関する一般的な相談が可能なため、それから障害福祉サービスにつながっていきます。

南国市内には、児童発達支援センターが2か所、保育所等訪問事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が6か所あり、障害児への支援をしております。また、南国市障害者自立支援協議会では、相談支援センターひいーず、地域活動支援センター南国、南国市社会福祉協議会、高知県中央東福祉保健所、保健福祉センターと福祉事務所が参加しまして、相談支援部会を毎月開催しております。そこでは情報共有、地域課題の抽出や連絡事項の確認などを目的としております。それから、支援内容や連携の在り方や分担につきましては、随時個別のケース会を開催しております。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 南国市内には結構専門の事業所があるようで、情報共有も行われているということですので、そういったところでのケアに結びつけていっていただきたいと思います。

南国市障害児福祉計画を見ると、障害児相談支援という項目の中で、支援の方向性としてサービスを利用する全ての障害のある子が、その子供や家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう適切なサービス利用計画の策定を行いますとあります。

質問ですが、ここで言う全ての障害のある子供の障害というのはどういったものか、種類や程度について教えていただきたいと思います。種類というのは、身体的か精神的かということから、程度というのは障害何級だとかといったことですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） ここで言います種類ですが、身体障害、知的障害、精神障害と難病となります。それから、身体障害者手帳は、障害の種類と程度によって1級から6級まで、療育手帳は障害の程度によって、高知県の場合はA1最重度、A2重度、B1中度、B2軽度、精神障害者保健福祉手帳は障害の程度に応じて1級、2級、3級に区分されております。ここで言う程度であります、障害児につきましては障害何級とか障害の程度ということはありません。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 程度については特に等はないというようなお答えだったと思いますが、別に南国市子ども・子育て支援事業計画を見ましたが、アンケート調査によれば保護者の子育ての悩みや不安は約3割の方が子供の発育、発達に関することを挙げられております。病気に関することも約2割の方が挙げられており、特に未就学児の保護者からの回答が多かった結果になっております。これに対して施策の内容として、保護者の相談できる体制を整えるとあります。そのためにちょっとここまで質問させていただきましたけれども、ところがその支援を必要とするそれぞれのお子さんの程度について、重度でなければなかなか福祉施策として受けられることがないのが現実ではないでしょうか。障害の認定を受けるにまでには至らないとか、受けても等級が低いとか、ちょうど中間的な制度のはざまにあるお子さんへの支援、そういういたきめ細かな支援が必要だと思います。市長の見解を求めます。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 障害児の障害認定に関するという御質問でございますが、まず療育手帳のことを例にお答えしたいと思います。

療育手帳の交付を受けるまでに至らないお子さんにつきましては、療育手帳を持っていなければ税の減免、各種割引制度、福祉医療などのサービスを受けることはできないところです。ただし、放課後等デイサービスなどの障害児の福祉サービスは、療育手帳がなくても医師の診断書等でサービスを受けることができる場合があります。そのように今後制度の谷間にある障害児への支援が必要なケースは検討し、よりよい支援ができるよう努めてまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ぜひよろしくお願ひします。

私がここであげたのは、今言いましたとおり、福祉施策っていうのはかっちりとしとる等級

で分類されて、なかなか受けたくても受けられない、それからその認定さえ受けさせたくないみたいな方もおいでるので、そのあたりは気をつけていただきたいと思います。

ところで、先日、大阪府吹田市で障害のある子供が通う放課後等デイサービス施設で、利用者の子供が暴行、虐待を受けていたという事件が報道されていました。その施設では、昨年利用者の子供が行方不明になり、その後川で死亡していたという事故があったようです。このようにケアが必要な子供に対する虐待は当然許されないことですけれども、それだけではなくて、見守り不足は命に関わることです。このような事件を耳にした保護者は、安心して同様の施設にお子さんを任せることができなくなってしまうのではないかと思います。

南国市子ども・子育て支援事業計画の中には、放課後等デイサービス事業が掲げられております。その他の事業もいろいろありますけれども、こうした事業所への指導監督についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 放課後等デイサービス事業所への指導監督は、高知県となっております。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 権限は県ということですけれども、市が計画に上げて市民に利用を促しているということですので、市としてもやはり常にそういった事業所の運営状況に目を向けていく必要があるのではないかというふうに思います。このことはほかの分野でも言えることではないかと思います。市が市民に利用をしてもらう、そういった施設について、市が権限がないとしても、やはり責任がある対応が必要だと思います。

余談ですけれども、高齢者施設で働いていたという方がちょっとお話をあって、高齢者施設の中でも投薬指導ができないとか、管理ができないとか、薬を飲ませ忘れるとか、そういうことがあるという話がありました。これなかなか実態は分からぬわけですけれども、やはりそういったきめ細かな対応をやはり市が、市民が利用しているので、監視といいますか、指導というは直接はできないにしても、気をつけていく必要があるのではないかというふうに思います。

ところで、一般的な子育て支援としてファミリーサポートセンターがありますが、このファミリーサポートセンターは支援が必要なお子さんは利用できるのでしょうか。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） ファミリーサポートセンターは、子育て中の家庭を支援する

ため、手助けをしてほしい方、依頼会員と、お手伝いできる方、援助会員がお互いに助け合う会員制の有償ボランティア組織となっております。同事業の利用につきましては、申込みの際の依頼会員と援助会員のマッチングにおいて個別に判断を行うことになりますが、有償ボランティアにより実施しておる事業でございますので、援助会員は子育てや医療等の有資格者等に限定されているものではなく、西山議員が言われる支援が必要なお子さんへの対応については難しい場合もあるかと思います。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） このファミリーサポートセンター事業そのものが依頼者と援助者をつなぐ事業ですので、行政としてはなかなか権限が限界もあろうかと思いますけれども、幅広く対応ができるようになればよいなというふうに思います。

それぞれの分野の担当課長さんからお答えいただきましたけれども、市だけでなく県の組織や医療機関などをはじめ、本当に様々な分野、組織との連携が重要であると。それとともに市の子育て支援の姿勢も大切だと思います。特に自ら意思を表すことができない乳幼児の保健衛生は難しい課題がたくさんあると思いますが、ぜひ保護者が安心して育てることができる、そして何よりもお子さん自身が健やかに成長していくことができる環境整備を一步ずつ進めていだくようにお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岩松永治） 21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） おはようございます。民主クラブで社民党の今西忠良でございます。

10月の市議会議員選挙におきまして、市民や有権者の皆さんとの審議を受け、10期目の当選を果たすことができました。今まで培ってきた多くの経験や教訓をさらに生かし、市民の幸せや市勢の振興に全力を傾注すべく、奮闘してまいるところでございます。

質問の冒頭になりますけれども、一昨日12月3日の日曜日に、コロナ感染等の関係で開催できずじまいでありました第32回の久礼田地区芸能文化祭を4年ぶりに開催することができました。4年ぶりということで、少し手探りの面もありましたけれども、展示部門や芸能部門ともほぼ従来に近い形でできたことは、実行委員長や委員、あるいは地区の皆さんもほっと一安心、胸をなで下ろしたところであります。平山市長には、当日は南国市の美術展覧会の開幕の日でもあり、多忙の中出席をいただき、お言葉もいただき、また反省会と懇親の場にも同席をしていただきました。とても励みになったところであります。一言感想をいただければと思います。

よろしくお願ひをします。

さて、今期12月市議会定例会に通告をした私の一般質問は3項目であります。以下、順次総括で質問を行います。答弁よろしくお願ひをいたします。

まず、1項目めの市長の政治姿勢は、平和行政についてであります。

ロシアのウクライナへの侵攻が始まって、はや2年近くになりました。そして今、今年の10月7日にパレスチナ自治区ガザ地区を実効支配をするイスラム組織ハマスとイスラエルの武力衝突から、はや2か月が経過もしました。双方に即時停戦を求めるデモが世界各地や日本でも起こっています。この戦闘で双方に多くの民間人の犠牲者が出ているわけですし、連日連夜マスコミ報道による、空爆による数十人、数百人の死亡、数百発のミサイル発射など、テレビの映像で映し出されるその下で亡くなる人々のことを想像するだけでも胸が締めつけられます。人の命の貴さや重さ、大切さが軽んじられていると思ってなりません。イスラエルのネタニヤフ首相は戦争の第2段階に入ったと宣言をし、10月29日には激しい空爆を続けています。イスラエルが計画をしている攻撃は、かつてナチスドイツが犯したユダヤ人虐殺であるホロコーストの時代の大量虐殺に匹敵する大規模なパレスチナ人虐殺を引き起こすことにならないのか、国際社会はあらゆる知恵を結集をさせ、この戦争を停止させることがまず必要ではないでしょうか。私たちはイスラエルとハマス双方に武力行使の即時停止を求めているところであります。

この事態の背景には、2000年以前の歴史から振り返る必要もあろうかと思います。イスラエル建国からこれまでイスラエルが国際法違反の入植の拡大をし続け、空爆や侵攻を繰り返してきたことをどう見るのか、冷静にも判断をしていかなくてはならないと思います。ガザ地区では、福岡市とほぼ同じ面積に220万人の人々が閉じ込められ、暮らしています。天井のない監獄と言われ、2007年以来イスラエルにより軍事封鎖をされ、1平方キロメートル当たり6,000人が暮らす世界でも最も有数の人口密集地であります。そうした中で昼夜を問わず行われる空爆から、ガザの市民は安全な場所に逃げ出す手段もない、ミサイルの音や光、恐怖により人々は文字どおり地獄のような日々を過ごしており、平和に暮らす権利が奪われている状況が長年続いています。中東の平和と安定のために、イスラエルのパレスチナからの撤退、パレスチナ国家の樹立、双方の平和的生存権の相互承認などが必要と言えるのではないでしょうか。ロシアのウクライナ侵攻から1年10か月、依然と停戦や和平の動きが見られません。これに加えてイスラエルとパレスチナの戦争勃発の危険さえ今あるのではないでしょうか。

武力が決して平和をもたらすことはありません。それは今日までの歴史が証明をしています。戦争放棄、戦力の不保持をうたう憲法を持つ日本こそ、国際社会と一緒に即時武力行使の停止

と和平構築をしていくことに全力を挙げていくべきではないでしょうか。

そこで、平山市長にお尋ねをいたします。

悲惨な戦争と武力行使の現状をどのように認識をし、どのように捉えておられるのか、まずお聞きをいたします。そして、戦争から平和への道筋、停戦に向けての方向性等についてもお聞かせください。再び悲しい戦争の歴史を繰り返すことのないように、平和日本として南国市民の命と暮らしを守るためにも、市長としての取組とお考え、また市民へのメッセージの発信等についてもお尋ねをいたします。

次に、2点目の勤労国民、市民、大衆の労働実態や賃金を中心とした生活実態等についての質問であります。

我が国の賃金水準は、依然として1997年の時点の水準を回復をしていません。2014年以降の賃上げで、名目賃金は緩やかな上昇に転じているものの、物価を加味した実質では停滞をしている現状にあります。なぜ日本では企業収益の改善と労働者への分配が比例をしないのでしょうか。日本の賃金水準は1990年代のバブル崩壊以来、主要国だけではなく後発の先進国にも抜かれてきました。O E C D加盟国のランキングで見ると、2021年は34か国中で24位まで落ちてきました。韓国やイスラエルよりも低く、東欧諸国のリトアニア、スロベニアにも抜かれている現状であります。日本の賃金水準は多くのO E C D諸国に比べて緩やかにしか増えてない現状であります。1990年は日本の順位は11、2000年は18位でした。近い将来、ポーランドやエストニア、あるいはラトビア、チェコにも抜かれそうな可能性もあるのが今の現状ではないでしょうか。

なぜ日本の賃金が上がらないかという点は、極めて強いキャッシュ優先が経営者にあることも一つだと考えられます。固定費のうち、大きな人件費負担を極力絞ることでキャッシュフローに余裕をつくりたいと考えています。いざというときに備え、余裕をつくりたいというのが、気持ちがやはりキャッシュフローを無制限に積みます。この気持ちちは底なしであり、企業会計の購買力を封じ込めてしまうのではないか。人件費が増えない理由には、それに呼応する活動が日本では乏しいこともあります。世界的なインフレで欧米ではストライキが頻発するのに、日本ではそれが少ない。経営者が強いことと労働組合が弱いことは表裏一体であります。90年代に崩れた労使関係の輪郭がまだ継続していると言えるのではないでしょうか。物価、賃金の正常化を目指すには、政府や日銀の金融財政政策のほかに様々な日本の構造改革も必要だと言えます。同時に労使関係や強過ぎる人件費の抑制の作用を変えていかなくては、物価や賃金は正常化してこないのでしょうか。資本主義国であるが、国での労働環境や

労働実態は大変厳しいものがあるのも事実であります。勤労者や市民の生活実態の把握と改善の取組や展望についてお伺いをいたします。

2項目めの市民生活の向上と環境改善についての質問に移ります。

1点目はトイレの改修、改築であります。

岡豊町滝本には、毘沙門の池や毘沙門の滝があります。農村地域防災・減災事業における県営ため池の事業により、このたび滝本地区の毘沙門の池の堤の改修工事が11月に完了をしました。堤の土地が市に寄附をされたというふうにも伺っております。堤上のトイレにつきましては、くみ取り式で老朽化も激しく、衛生面でも環境面でもとてもふさわしいものとは言えません。かねてから地元より再三の要望もあってきました。そして、今年の5月には岡豊町滝本部落の自治会長であります田島伸雄会長をはじめ、部落の有志の方より市に正式な要望書が提出をされてきました。今日まで要望に沿って進めていくべく、何度か市の担当課やトップとの交渉も行ってこられたようあります。毘沙門の滝は市の名勝地にも指定をされております。地元の要望に沿う形で進捗が図られていると思われますが、このトイレの現状や今後の見通しについてお伺いをいたします。

次に、2点目は市道の連続的な通行と利便性の向上を図るため、僅かな区間の市道延長を求めるものであります。

場所は、南国市小籠2丁目に位置をし、市道西山田唐戸線と市道弘石唐戸線を結ぶ僅かな距離であります。この山沿いにある道路についての道路計画等はあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、マイナンバーカードとマイナ健康保険証についてであります。

今年6月21日に閉会をした第211回通常国会では、今後日本の針路を誤った方向へとかじを切るのではないかと思われる法律が、数の力をもって可決、成立をしてきました。1つは防衛財源確保法、2つには入管法改正法、3つ目にはGX脱炭素電源法、そしてマイナンバー法の一部改正法であります。

マイナンバー法の改正については、利用範囲の拡大であります。この法のポイントは大きく言って3つあると言えます。1つはマイナンバーの利用範囲の拡大であり、具体的には理容師、美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務においてマイナンバーの利用を可能にするということ、2つ目は法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定をすることで情報連携を可能にすること、そして3つ目が健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン

イン資格確認を受けることができない状況にある人が必要な保険診療等を受けられるように、本人からの求めに応じて資格確認証を提供するということあります。この3つ目の規定をもって、現行の紙の健康保険証を2024年秋に廃止をし、1年間の有効期間を経た後、マイナンバーカードを一体化したマイナ保険証に移行する、ただしマイナ保険証を持たない人には資格確認書を有効期限を最長1年間として発行するという政策の法的根拠としております。

そもそもマイナカードは、安倍政権による2013年のマイナンバー法の成立に遡ります。この法律によって国民一人一人に12桁の番号が割り振られることになり、2016年からは個人申請によりマイナカードの交付が開始をされました。2023年3月までには、ほとんどの住民が保有することを政府目標としておりましたが、しかしマイナカードの取得はあくまでも個人の申請によるものであり、任意であることがマイナンバー法の趣旨であります。この法の趣旨は、基本的に変えないまま一部改正法で現行健康保険証を廃止をし、マイナ保険証に切り替えるとしたことは、事実上のマイナカードの取得の強制につながり、実にこそくで不当な法改正と言わざるを得ない面もあるのではないかでしょうか。

国は暗証番号なしのカード導入も進めています。また、今年度の補正予算には、マイナカードの利用促進や環境整備等、全体で1,800億円程度も計上していますけれども、無駄遣いとか言いようがないのではないかでしょうか。利用率が低下をしている現状の中で、今後の見通しと将来どうあるべきかについてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岩松永治） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 今西議員の御質問にお答えします。

まず1点目に、久礼田地区の芸能文化祭に参加させていただいた感想ということでございますが、4年ぶりということで、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、やはり延期といいますか、中止をやむなくされてきた状況があったということでございます。南国市全体でも、まほろば祭りも4年ぶりに開催されたということもありまして、徐々に徐々に文化活動が各地で行われるようになってまいりました。長岡西部地区、また岡豊地区、そして稻生地区、そういった今まで開催されてまいりましたし、久礼田地区でも4年ぶりに開催されたということでございます。

私も参加させていただいて、ちょうど10分ぐらい前に椅子に、前の端に構えていただいてましたので座させていただいて、あと開会を後ろを向いて御挨拶をさせていただくのにすごい満

席の人でありまして、体育館中いっぱいございました。皆様が熱心に参加されておるなっていうことを感じまして、すごく感動したところでございます。

久礼田の芸能文化祭、私以前参加させていただいたときに、かなりたくさんの展示物があり、また舞台でも夕方までずっといろんな、詩吟であったり、舞踊であったり、そして北陵中学校の音楽部の演奏であったりと、様々な出し物がございまして、にぎやかに開催され、本当に多くの皆様が楽しんでおられました。今回も最後の端に抽せん会もございましたが、そのときもたくさん的人がいらっしゃって、最後まで大にぎわいであります、このようににぎわいのある取組が各地域でできたことを本当にうれしく思うところであります。

懇親会も御紹介いただいたとおり参加させていただいた、やはり地域の皆様とお話をさせていただき、地域の連帯感というものをすごく感じさせていただいたところでございます。こういったイベントをもって地域の皆様がつながっておるのだなということを本当に感じさせていただいて、やはりこういう文化活動、地域活動は非常に重要であるということを再度認識させられたところでございます。どうも御案内いただきまして誠にありがとうございました。

続きまして、平和行政についてということでございますが、今ロシアによりますウクライナへの軍事侵攻、またパレスチナ、ガザ地区におきますイスラエルの攻撃というものがあるわけでございまして、ウクライナへの侵攻が始まって、もう12月5日で650日になるということでございます。長引く戦闘により、罪のない人々の命を危険にさらし、一般市民も含め多くの犠牲者が出ており、大変痛ましい状況が続いているところでございまして、胸の痛む思いでございます。

9月24日現在、国連の発表で市民の死者は9,701人に上り、また11月21日現在、国連難民高等弁務官事務所の発表では、世界各地に滞在しておりますウクライナ難民は633万8,100人になっておるということでございます。本当にこの戦争を即時中止し、一日も早く平和的解決がなされるように願っておるところであります。

また、中東のパレスチナ、ガザ地区をめぐる問題では、10月7日に戦闘が開始されました。11月24日から一時休戦となりましたが、2度の延長があったものの7日間で休戦は終了したところでございます。この戦闘では一般住民が多数人質や犠牲となっておるところでございまして、本日の新聞にも載っておりましたとおり、ガザ保健当局の発表としましては、ガザ側の死者が1万5,800人以上となっておるということでございます。イスラエル側も死者は約1,200人となったということであったわけでございまして、非常に残念な状況があるわけでございます。また、ガザ地区への支援物資につきましても不足しているという報道もあり、今後も食料や水、

医薬品などの人道支援物資も順調に進むかどうかの懸念もされておるところでございます。

パレスチナのこの紛争問題は歴史的に深いものがあるところでございまして、人々の貴い命と平和な暮らしを理不尽に奪う行為を行わさせず、平和的解決を目指していくべきであると考えます。そのためにはやはり国際社会が連携しながら、戦争は認めないという姿勢も必要ではないかというように思うところでございます。国際社会連携の下、戦争を中止させるべく取組を進めていく必要があるというように考えておりますし、悲惨な戦争という意味では、日本国もやはり原子爆弾の被害を被った国でございますので、やはりいかに戦争というものが悲惨な状況を生み出すかということを痛感しておるということでございます。そういうことのないよう、日本もともに取り組んでいく必要があると思うところであります。

今後とも市として何ができるかということは、ちょっとどのような取組ができるのかまだ分かりませんが、市長会への取組等もできればそちらのほうの相談もしてみたいなというよりも思うところです。できる限り早くこの戦争が解決することを望むところであります。

続きまして、勤労国民の生活実態ということで、賃金の件についてでございます。

御質問いただいたとおり、日本の平均賃金は1997年以降ほぼ横ばいに推移している中、ウクライナへの侵攻に始まる原材料、エネルギー価格の上昇や円安の影響により、2023年10月の消費者物価指数の総合指数では前年同月比3.3%の上昇となっておりまして、実質賃金におきましては2023年9月でも前年同月比2.4%の減少と、18か月連続のマイナスとなっておるところであります。

高知県におきましては、1人当たりの県民所得や労働生産性は県産業振興計画に取り組む前の平成20年度と令和元年度のデータを比較すると、国を大きく上回る伸びを示しておりますが、絶対水準では依然として国を下回っておる厳しい状況でございます。本県の状況としまして、生産年齢人口の減少や地理的ハンデ、また作業に関しては中小事業者が多いということ、製造業分野の産業集積度が低いということなどがございますが、これからも地域における雇用創出と所得向上を図るため、市としましては総合計画や総合戦略等の取組によりまして、地域資源や特性を生かした産業振興を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

〔山崎伸二商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（山崎伸二） 畿沙門の池の堤上のトイレにつきましては、くみ取り式の和式の穴の開いた大便器で、また内壁の一部が男性用小便器と兼用になっている老朽化したトイレ

でございます。このようなトイレでございますので、毘沙門の池やその周囲での草刈りや樹木伐採を行い、環境美化に取り組まれている地元からは、毘沙門の池の堤の改修に合わせて堤の土地が市に寄附されることから、トイレを改善してほしいとの相談をいただいており、今年5月には滝本地区から市長宛てに要望書もいただいているところでございます。

毘沙門の滝は、昭和41年に市の名勝地に指定されており、また滝のそばには長宗我部信親にゆかりがある国分寺の奥の院である毘沙門堂が建立されておる南国市の観光地の一つとして、地元からは多くの観光客やお遍路の方々が参られているとお聞きしております。このような観光客等が来られる場所にありながら、利用がためらわれるようなトイレでございますので、このトイレについて建て替えるのか、建て替えるのであれば車椅子の方なども使いやすい多目的トイレがよいのかなどについて検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 建設課長。

〔橋詰徳幸建設課長登壇〕

○建設課長（橋詰徳幸） 市民生活の向上と環境改善の御質問の道路計画についてお答えいたします。

なぜ御質問の区間が道路工事が実施されていないのか分かりかねますが、この区間の道路計画は現在のところございません。

○議長（岩松永治） 市民課長。

〔高橋元和市民課長登壇〕

○市民課長（高橋元和） マイナンバーカードの現状についてお答えさせていただきます。

市長は市政報告でも述べておりますが、本年10月末時点のマイナンバーカードの保有率は南国市で67.7%、高知県では70.1%、全国で72.7%となっております。議員おっしゃられましたように、健康保険証については令和6年の秋に一定の猶予期間を設けた後で廃止されることになっておりまして、資格確認書の交付等により対処することになっております。

次に、暗証番号なしのカードの導入でございますが、いわゆる顔認証マイナンバーカードとは、通常カード交付時に設定が必要になっております暗証番号を不要としたカードでありまして、希望者を対象に交付、または切替えが可能となっております。また、開始時期につきましては、国が本年の12月の前半をめどに調整しているとのことでなっております。

顔認証マイナンバーカードは、暗証番号が必要となるサービスの利用はできませんが、健康保険証としての利用は顔認証、または目視で本人確認をすることになりますので、暗証番号の管理が困難な高齢の方などに利用していただきやすいものとなっております。

次に、マイナ利用促進環境整備等の約1,800億円の補正予算についてですが、デジタル庁所管の経済対策、これが約1,722億円ございますが、この中のマイナンバーカード関連の補正予算の主なものについて答弁させていただきます。

まず、医療機関等でのマイナンバーカードの利活用促進事業に42.1億円、そして医療費助成、予防接種、母子保健等に係る情報連携システム先行実施事業として24.6億円、そして基盤構築事業に2.5億円となっております。また、マイナンバー制度の推進等に係る広報として7.9億円、そしてマイナポータルの利便性向上や機能追加等のマイナポータル整備事業に84.2億円、マイナンバー機能のスマートフォン搭載事業として36.4億円などとなっております。

以上、マイナンバーカードの関連予算として197.7億円となっております。

また、マイナンバーカードの利用率の低下にも触れられましたが、保有率のほうは令和5年7月時点と比べますと、10月時点で約2.7%上昇しておりますが、特に健康保険証等の利用率としては低い状態と認識しておりますので、引き続き休日のマイナンバーカード交付窓口等での利用交付案内も含めて、こういった利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長をはじめ担当課長からそれぞれ答弁をいただきましたけれども、少し2問目をしたいと思います。

戦争から平和への移行の問題ですけれども、パレスチナ自治区ガザを拠点とする現地武装勢力ハマスの襲撃に対するイスラエルの激しい報復で、ガザの人々は深刻な人道危機に今直面をしているのが現状であります。こうした中で、かつてない規模の攻撃で無辜の民や子供たちの犠牲者が増え続けています。ジャーナリストや医療従事者、国連の職員らも相次いで命を落としている現状にあります。イスラエル軍はガザ北部の110万人の住民に対し避難指示を出したのが、ガザ中部、南部も空爆をされ続け、死傷者が続出をしております。避難所である国連管理の学校まで攻撃をされるなど、ガザのどこにも安全な場所がないというのが今の状況ではないでしょうか。ガザへの広範で無差別な空爆は、たとえ戦争中であっても民間人を殺害してはいけないとする国際人道法に反しているのではないでしょうか。国連のジェノサイド防止担当事務総長の特別顧問は、10月にその声明でイスラエル側とハマス側の双方を強く批判をしております。国際法が優先されなければならず、罪のない民間人が紛争の代償を決して支払ってはならないと強調をしておりました。これらの国連機関の主張は真っ当なもので、日本もこれを全面に支持すべきではないでしょうか。

イスラエルとハマスのどちらが悪いかに關係はなく、双方が国際法、国際人道法に基づくに従つて、イスラエルは空爆を停止をし、ガザの人々への援助物資の運び入れを妨害してはならないと思いますし、ハマスもロケット弾の発射をやめ、速やかに人質を解放すべきではないでしょうか。今求められているのは、戦闘中断にとどまらず、イスラエルによるガザへの大規模攻撃を中止をさせ、即時停戦を実現することが全世界からの思いと願いではないでしょうか。愚かな戦争をなくしていくためにも、様々な努力が今求められていると思います。

戦後日本の骨格は専守防衛でしたが、しかし岸田政権の進める反撃能力や防衛費の大幅増額、これらも全て安保3文書改訂の閣議決定に結びつくものではないでしょうか。そして、今防衛力強化のために、全国38の空港や港の整備を進め、平時でも自衛隊などが訓練に使いやすいように延伸や拡張するものであり、高知県の空港や港も候補地に入っているのが現状であります。市長は様々な、先ほども答弁にもありましたけれども、様々なツールを駆使しながら市民への発信に心がけ、先ほどもありましたけれども、市長会での世界平和に向けての取組、南国市も様々な平和宣言もしておりますので、こうした取組を強化をしていただきたいと思います。

11月23日に、さきの追悼式でこのように述べられております。今日我が国では、自らが得た経験を基に夢や希望を語り、考えや創造を誰もが自由に発信できる社会を当たり前のものとして享受をしています。しかしながら、一たび国外に目を向けると、まだ解決されない格差社会、人種差別、就学率の低迷など多くの問題があり、その背景には人々が戦争や紛争と隣り合わせの生活を強いられている現状があります。さきの大戦をはじめとする数々の戦争は、日本国民ならず世界中の人々に深い悲しみを与えたにもかかわらず、世界では依然として戦争が続いています。過去を謙虚に振り返り、戦禍の悲惨な体験を未来を担う次の世代に語り継ぐ努力を重ねることが私たちの責務であり、二度とこの悲しみの歴史を繰り返すことのないよう、恒久の平和を築き上げることが犠牲者となられた方々の御靈を鎮めることになると信じております。

改めまして、さきの大戦から学び取りました多くの教訓を深く心に刻みますとともに、市民が安心と誇りを持って暮らせる豊かな郷土づくりに全力を尽くしてまいりますことを固くお誓い申し上げますと結んでおります。そして、最後には鳶ヶ池中の松繁菜々子さんの平和の作文の朗読では、一人の力には限りがある、1人、2人へと、そして横へ横へと広げつなげていくことが大きな力へつながっていくことでしょう、その一人の役割を私は果たしたいと訴えました。追悼式での式辞を紹介もさせていただきましたけれども、改めて市長として平和な社会や市民を守る立場から、いま一度熱い思いをお聞かせください。

次に、労働者の生活関連や賃金の関係なんですけれども、バブル崩壊以降、企業は正社員の賃金を抑制すると同時に正社員を減らし、低コストでの雇用調整を容易な非正規労働者を大量に導入をしてきました。これが日本の平均賃金を低下させた最大の要因ではないでしょうか。要するに企業が付加価値創造よりもコスト削減を優先をする、こうした事業戦略を選択し、これが広く定着をしてきたことによって、賃金の低迷と生産性の低下の悪循環が今日まで継続してきたのが大きな要因ではないでしょうか。デフレ脱却と言われて久しいわけですけれども、デフレを招いた最大の原因は賃金の低迷にあると言えるのではないかでしょうか。賃金が増えなければ、家計防衛のために安いものを選ぶようになります。となれば企業は低価格路線を取り、そのためにコストを下げるを得ません。コスト削減では賃金はさらに目減りをし、家計は細り、これがさらなる価格低下と賃金低下の悪循環を招くものではないでしょうか。値下げと賃下げのスパイラルという現状ではないでしょうか。

日本の将来的な人口も減っていくわけですし、国内市場も減少はしていくわけです。そうした中で、これから先さらに賃金が下がれば消費はさらに細り、多くの企業が収益悪化を余儀なくされるわけであります。今このような現状では、コスト抑制による競争力の維持方策はもう限界に来ているのが現状ではないでしょうか。各地場におきましても基幹産業の底上げや底支え、さらには格差是正を取り組んで強化を図っていきながら、基本給の底上げによる実質賃金の向上を図っていくことが大事だらうと思いますし、労働者や国民の暮らしの安定、内需の拡大につながっていく南国市の地場の産業の育成や労働者の生活実態や賃金を改善するという思い、先ほど市長のほうからも少しありましたけれども、また改めて思いを聞かせていただきたいと思います。

次に、毘沙門の滝の池の堤防上にある公衆トイレの建て替えについて、現状と進捗具合について山崎商工観光課長より御答弁をいただきました。まだ検討中ということでしたけれども、地元要望に沿った建て替えの方向で、今順次調整をしていきながら進められているという答弁のように受け止めました。

毘沙門の滝は、市の名勝地にも指定をされていますし、長宗我部信親に縁があり、国分寺の奥の院である毘沙門堂も建立をされております。そして、弘法大師作の毘沙門天が祭られています。南国市のパワースポットの一つでもあり、年間1万人以上の観光客やお遍路さんの方々が訪れるところでもあります。建て替えるのであれば、障害者対応のできる多目的トイレと当然なるわけでしょうけれども、どういったものになるのか、また完成後の維持管理等についても、これから協議のことが大事ではなかろうかとそのようにも考えます。それ

には何といいましても財源の措置というか、裏づけがなければなりませんので、市民や滝本地区の皆さんへの熱い思いや願いを、財政当局はもちろん市長、副市長にもしっかりと受け止めていただくことを切にお願いをするところであります。あえて答弁は求めません。

市道を結ぶ質問の件なんですけれども、課長答弁は道路計画は今のところはないという一言でございました。小籠の要望箇所については、かつての小集落改善事業のときにどうしてもこの部分だけが用地買収の話が決着できなかったものと考えられます。もう20年、あるいは30年昔のことになろうかと思われますし、時代も人も変わり、当時の関係者はもうほとんどいないのが現状ではないでしょうか。時とともにその目的や必要性も変わってきており、費用対効果の面からも検証する必要もあろうかと思います。すぐ下段には山際の集会所もありますし、日常的に参集する場所もあります。一時避難所の役目もあろうかと思いますし、近隣には改良住宅や公営住宅、さらには都市公園、市立中央第1集会所もあり、市民生活の利便性の向上にもつながっていくものではないでしょうか。現地の箇所もまた精査もしていただき、その必要性、また地区住民からの要望もあるかもしれませんけれども、今後なお精査をしながら検討をいただき、実りあるものとなればうれしい限りであります。

次に、マイナンバーカードと健康保険証についてでありますけれども、市民課長より今答弁がありましたけれども、市としては推進をしていく立場には変わりはないということでありました。岸田政権がデジタル時代のパスポートとの触れ込みで進めるマイナンバーカードをめぐり、この間深刻なトラブルが続いてきました。マイナ保険証に他人の医療情報がひもつけられたり、公金受取口座が別人のカードで登録をされたり、医療機関の窓口でマイナ保険証が受け付けられず、10割負担が続出するなどの問題も出てきました。こうしたトラブル頻発の渦中でも、岸田政権は現行の健康保険証を2024年に廃止をし、マイナ保険証に一本化するという方針を変えようとはしません。共同通信社が8月に実施をした世論調査によると、来年秋のマイナ保険証一本化方針に対する賛否は、延期や撤回を合わせても80%近くを占めておりました。共通番号カードと健康保険証を一体化させる国は、先進7か国、G7では日本だけあります。イギリス、フランス、ドイツがいずれも共通番号制度を廃止し撤回、日本のマイナンバーは世界の共通番号廃止の趨勢に逆行もしていると言えるのではないでしょうか。

デジタル化を進める上で、ITを利用した業務の効率化や住民の快適さを実現することは必要なことと考えます。しかし、私は個人情報を扱うに当たってはデータを一元管理するのではなく、分散化システムで行うべきではないかとも思います。マイナンバー制度を推進する人々は、マイナンバーシステム、分散化システムだから安心ですと説明もしています。しかし、マ

イナポータルで個人情報を一括で見られるようなシステムは、分散型とは言えないのではないでしょか。税、年金、教育、医療などの分野別に完結をするシステムの構築も考えるべきではないでしょか。国民が利便性を享受できることを考えるシステムをつくるべきですし、国家が個人の情報を管理をしたり、監視、利活用するマイナンバーシステムは根本的には考え直すべきではないでしょか。

様々なトラブルにかかわらず、従来の保険証を廃止をし、マイナ保険証一本化に突き進む背景には、個人の医療情報を各医療機関から収集をし、集積し、その他の情報と併せて官民で利活用するという狙いがあります。医療法上の必要というよりも、経済発展のためにといってよいのではないでしょか。この制度には、国民皆保険制度の崩壊の危険性や医師の守秘義務への抵触、個人のプライバシー侵害など数多くの問題が山積みされております。ここで運用は一旦中止をし、制度そのものを見直す必要があるのではないでしょか。今はシステム全体の問題点を洗い出し、国民の不信が払拭されるまでマイナ健康保険証の運用を停止し、立ち止まるときとも考えますが、市長の見解をいま一度お伺いをして、2問目の質問を終わります。

○議長（岩松永治） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） まず、平和な社会についてでございますが、先ほど戦没者追悼式のときの状況も作文も御紹介いただいて、平和についてっていうことでございますが、もちろん日本国はさきの大戦におきまして多くの犠牲を出したということはございます。そういったことで、太平洋戦争は非常に悲惨な結果を生んだわけでございまして、作文も広島の原子力爆弾被爆国である日本のことにつきまして勉強したことを述べられておったというように思っております。そういった事実をやはり後世に引き継いでいく、今の若い世代に引き継ぎ、若い世代もその戦争は悲惨な結果を招くということをよく理解をしていただくよう伝えていきながら、戦争は反対であると、戦争を起こしてはいけないという思いを皆で共有していくことが大切であろうと思います。

そういった学習につきましては、日本全国でもちろん多くの皆様に学んでいただく必要もあると思いますので、そういった思いをこれから世代、日本全体で共有しながら、世界に向けて日本は戦争は反対であるということを発信していくということは必要であるというように思っております。今後ともこういった悲惨な経験を引き継いでいくことが重要であると思います。

また、先ほどの賃金の話でございますが、非正規労働ということで、規制緩和によりまして非正規の労働者が増えたということでございます。結果的に見ますと、やはりその時期を境にどんどんどんどん賃金が下がり、結局今のデフレといわれる状況が引き起こされたような形に

なっておるというように思います。やはりどこかで賃金につきまして、賃金を上げていくという取組がもっと早期に必要ではなかったかというように思います。景気の好循環を生み出すためには賃金を上げ、世の中全体の景気、賃金も物価もですが、どんどん上げていくというような、そういった好循環を生み出すということが必要であろうと思います。

今賃金は上がるような取組、上がっておるところではございますが、やはり実質的な賃金というのは下がっておるということでございますので、さらなる賃金アップを目指すような国の働きかけも必要ですし、そういった風土づくりによりまして、全国各地の中小企業も含めた賃金アップへの取組も必要であろうと思います。厳しい状況は中小企業の皆様にはあろうとは思うところでございますが、そういった好循環を生み出す流れというものをやはり考えていかねばならないし、厳しい状況には国としても経済対策を行いまして、その物価対策、今の資材の高騰等、物価が上がったことの対策は着実に取っていただきたいと思うところです。

また、マイナンバーにつきましては、様々な問題が発生したわけでございます。いろいろ手続の誤り等もあって、できればそれを検証して個人情報が守られるということをきちっと説明したあげに再度進めるということが理想ではないかというように思はるところでございますが、今そこの検証ということで説明責任を果たすような調査の結果を出しておりますので、そこのあたり、しっかりとそれが国民の不安を払拭するということにつながるかどうか、つなげるような取組をして、マイナンバーを進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 2問目に対して市長のほうから御答弁を丁寧にいただきましてありがとうございました。保険証限定のマイナカードの導入によって、現場はさらなる混乱に陥るのではないかと心配もします。

これまで政府は、マイナ保険証に加えて資格確認書、資格情報のお知らせ、被保険者資格申立書等、マイナ保険証を補完する証明書類を次々と打ち出しているわけですけれども、これにマイナ保険証の利用率は4月から減少が続いて、メリットはあるのか、効果はあるのかという部分で、非常に国民の皆さん、医療の関係もそうだと思いますけれども、見透かされている現状が今回の保険証限定のマイナを打ち出してきたのだろうと思いますけれども、これは現場の混乱が大変心配もされるわけでありますので、現行の保険証を残せば、こうした複数の書類も煩雑な手続も不要ではないかと思います。

市長、先ほど答弁もされましたけれども、今立ち止まる、精査をするという部分に立ち返ってもいただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で私の総括による一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩松永治） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時59分 休憩

—————◇—————

午後1時 再開

○議長（岩松永治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。9番丁野美香議員。

〔9番 丁野美香議員発言席〕

○9番（丁野美香） 議席9番、なんこく市政会の丁野美香です。今期もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして順に質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。まず初めに、防災についてなのですが、先日も夜中に突然の津波注意報による避難指示が発令されて、サイレンの音にびっくりしました。やはり南海トラフ地震もいつ発生してもおかしくはありません。そのことを踏まえて質問させていただきます。

前に防災について避難所開設キットの件で質問させていただきました。そのときにいただいたお答えが、今後導入を考えていただけるというようなお返事でしたが、その後はどのようになっているのでしょうか、進捗状況をお聞かせください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在南海トラフ地震発生時に開設予定の市内44か所の指定避難所につきましては、それぞれの避難所運営マニュアルを作成しております。そのマニュアルはアクションカード形式になっており、避難してきた住民が誰でも避難所開設、運営ができる内容となっています。本年度から順次マニュアルと筆記用具など、避難所開設運営に必要となる道具一式を避難所へ整備を進めているところでございます。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ありがとうございます。

先日、11月5日の県内一斉避難訓練の日に地元の緑ヶ丘2丁目で防災訓練を実施したときに、集まったみんなで話し合いました。そして、いろいろな意見が出てきた中で、特に皆さん気がなったとても大切なことの一つに、災害時に避難してきたときに誰がリーダーとなつても分かる、みんなに指示を出せるマニュアルが欲しいという意見でした。いざ災害が発生したと

きに誰が一番最初に避難所へ来るのかは分かりません。ふだんの避難訓練のときには、町内会長や災害対応の委員など、リーダーとなる人は決まっていて、その方たちの指示に皆さんが従って動きます。しかし、実際の災害はいつ発生するのかは分からぬし、いつも指示を出してくれていた人が一番に来るとは限りません。そのようなときに各避難所に避難所開設キットがあれば、皆さんが安心できるのではないかと思うか、お伺いいたします。どうでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先ほどお答えいたしました避難所運営マニュアルには、最初に避難してきた人がリーダーとなり、順次避難所運営、開設運営に必要な指示等を出すことができる内容となっております。指定避難所以外の地域で決められた避難所等でも活用したいということでありましたら、資料の提供や作成のお手伝いをさせていただきます。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ありがとうございました。

避難所開設キットの導入ではなく、避難所運営マニュアルを作成していただけるということですが、順次各避難所の近隣住民の方たちにも作成することを伝えて、行政がお手伝いしてくれるということの周知もしていただけたら、皆さん安心できるのではないかと思うか。そして、資料の提供や作成のお手伝いもしていただき、各地域独自の避難所運営マニュアルを作成できたら、避難訓練の参加者にも分かりやすく、皆さんに責任感もできていよいのではないかと思うか。ぜひ避難訓練のときにも活用できるように、マニュアル作成の指示をしていただき、各避難所で活用できるように早急にお願いしたいですが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 避難所運営マニュアルは、訓練を通じてその概要だけでも知つていくことが重要でございます。各地区の防災連合会を中心に、避難所運営マニュアルを用いた訓練等も実施していただいておりますが、この活動をさらに多くの地域で取り組めるように進めてまいります。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） まだまだ各地域に避難所運営マニュアルを用いての避難訓練は実施されていないようですので、今後さらなる周知を広げていっていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

では続きまして、ペットの同行避難についてですが、昨年ペット防災手帳を作成していただきました。ありがとうございます。

そこで、現在ペット防災手帳の配布状況と各地域での避難訓練のときに、ペットも一緒に訓練をというような呼びかけを行政のほうではされているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 同行避難などのペットのために、現在のパンフレットにつきましては毎年実施しています狂犬病予防注射や犬の登録時に配布しています。同行避難の呼びかけにつきましては、市ホームページで行っております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ペットの同行避難への呼びかけは、市のホームページでされているということですが、先ほどお願いいいたしました避難所開設キットの中の項目の中にも、ペット同行避難時の指示の出し方も掲載されています。そういったことも踏まえて、ふだんからペットを連れての訓練も必要ではないでしょうか。埼玉県朝霞市では、ペットを飼っている人を対象にペット同行避難訓練を開催したそうですが、災害時のペットの対応に関して、市は地域防災計画をペット同行避難できるよう改定もされたそうです。南国市と同じようにペット防災手帳も作成したのですが、実際にペットを連れての避難訓練は開催されていなかったそうで、今回初めて開催されて、参加者からは日頃からの準備が大事だと感じた、また開催してほしいという声が上がったそうです。やはりふだんからペットを飼っている人たちにも、ペット同行避難をするときの心構えをしていただくことを知る機会として大事なことではないでしょうか。ぜひ南国市でも今後ペットを連れての避難訓練を開催していただければと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） ペットの同行避難訓練につきましては未定となっておりますが、同行避難訓練に向けての関係部署による研修につきましては、来年1月18日に実施する予定となっております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ペットを連れての避難訓練ではなく、まず研修ということですが、それほどのような内容で、今後ペットを連れての避難訓練の開催の検討はされるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 研修の内容は、市と環境省、高知県薬務衛生課が参加し、参加者は発災時の役割ごとにグループに分かれ、それぞれのテーブルで課題の取組を行うグループワー

ク形式となっております。

同行避難訓練につきましては、今のところ未定となっています。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ありがとうございました。

今後は研修だけに終わらすことのないように、同行避難訓練の実施に向けて取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、今回南国市の南部のほうの十市保育園と稻生保育園が高台へと移転することが決まり、災害が発生したときには安心して保育園で待機していることができるようになります。ほかの南部にある保育園ですが、その一つに里保育所がありますが、里保育所にはすぐ近くに三和防災コミュニティーセンターがあり、災害が発生したときに避難してからも何日かは安全に過ごせるかと思われます。しかし、もう一つの一番南部のほうにある浜改田保育園は、災害が発生したときに保育園の南側の浜改田本村避難タワーへと避難するようになっています。しかし、避難した場合、その場所で園児が何日もは過ごせません。災害時の対応としてはどのように対策をお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 津波避難タワーは緊急避難場所であるため、大津波警報や津波警報が解除されるまでの避難する場所となります。解除後には、救助のための道路啓開を迅速に行い、浸水域外の避難所に搬送することになっております。

なお、浜改田本村タワーを含む本市の津波避難タワーには、高知県備蓄方針に基づいた津波避難場所の品目を備蓄をしております。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 浜改田保育園では、津波に備えて定期的に避難訓練を行っておりますが、併せて一時避難先となる浜改田本村タワーには、園が独自に園児、職員の3日分の食料品、飲料水、毛布等を備蓄をしておるという対応を行っております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 避難タワーへの備蓄なのですが、浜改田保育園のほうでは浜改田本村の避難タワーの倉庫内に全園児の3日分の食料品と飲料水の備蓄と着替えの準備はされているようなのですが、冬場の寒いときや、夏場などでは暑さだけでなく衛生面での心配も出てきます。現在、浜改田保育園の園児は42名、職員は16名と聞いておりますが、約60名近くの人数プラス地域の方たちも浜改田本村タワーへは避難されてきます。そうした場合、3日間もその場で待

機ができるとお考えでしょうか。先ほど危機管理課山田課長は大津波警報や津波警報が解除されるまでと言われましたが、3日以上になる場合も考えられますが、そういった場合の予測は想定しているのでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先ほども少し御答弁させていただきましたけれども、津波避難タワーをはじめとする津波緊急避難場所につきましては、津波警報等の解除後、速やかに救助活動に入ることで緊急避難場所からの避難を完了させたいというふうに考えております。そのための道路啓開計画も策定をしておりまして、高知県や地元の企業と連携した道路啓開訓練も毎年実施しているところでございます。

また、本市の津波避難タワーにつきましては、ヘリによる救助が可能となるスペースも整備しております。あらゆる手を尽くして緊急避難場所からの迅速な救助を実施できるよう、実効性を高めてまいります。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 今のところ避難タワーへ避難した場合のときのことなどはいろいろと想定されているようなのですが、それよりもまずは浜改田保育園の園児が避難場所である浜改田本村避難タワーへ避難しなくてはなりません。しかし、向かう途中には道路の横断もしなくてはいけないということで、災害時の道路状況が分からぬ状態で大変危険です。災害時には平常時の訓練のときとは違い、園児もパニック状態にもなります。そこで危険性を回避するためにも、保育園に隣接して避難タワーを建設してはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本市の津波避難対策は、沿岸部においておおむね5分程度で避難できる緊急避難場所の整備を目指した命山構想に基づきまして整備を進めてまいりました。津波緊急避難場所である津波避難タワーの建設地につきましても、自主防災組織の皆様をはじめ、保育園や学校など地域の関係団体にも協議に加わっていただき、決定をしてまいりました。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 津波浸水区域にある保育施設ということについてということでは、現在もスムーズな避難に向けて避難訓練の実施や物品の備蓄などの対策を行っておるところでございます。今後においては、園の状況にもよりますが、移転等も含めて考えていかなければならぬと考えております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 今回、十市保育園と稻生保育園は高台への移転が決まり、そして里保育所には三和防災コミュニティーセンターがあります。園児が安心して待機ができ、保護者の方も迎えに行くまでの間、安心できる環境である状態となります。あとは浜改田保育園の心配が残りますが、そこで高知市のはうでは高須にある幼稚園で隣接して避難タワーを建設されているという事例があります。そういう環境整備も参考にして、避難するときに園児と職員の方たちにも負担がかかるようでは大切な命を救うことができなくなる事態も起こりますから、ぜひ浜改田保育園でも保育園に隣接しての避難タワーを建設していただき、園児の安全面を確保していただきたいのですが、いかがでしょうか。最近は地震が頻繁に発生しています。災害が起きてからでは遅く、後からこうしておけばよかったということが出てこないように、よろしく考えていただきたいですが、どうでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 浜改田保育園におかれましては、子供たちの命を守るため、津波避難タワーへの備蓄や定期的な避難訓練を実施していただいており、敬意を表するものでございます。浜改田保育園の津波緊急避難場所としては、浜改田保育園も含めた地元の方々との協議の中で、現在の位置に浜改田本村タワーとして整備を行っております。引き続き迅速な避難ができるよう、取組を継続していただければと考えております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 災害が起きてからでは本当に遅くて、後からこうしておけばよかったということが出てこないように、職員の方たちの負担を減らし、園児たちが安全確保というよう大切命を守るためにも、今後の防災対策への強化には引き続き取り組んでいっていただきたいです。市長もぜひよろしくお願ひいたします。

次に、聴覚障害についての質問に移りたいと思います。

聴覚障害には、聞こえの程度や聞こえなくなった時期により、聾、中途失聴、難聴があります。そういう状態は外見からは判断しにくいため、困っていることが分かりにくいので、周囲から誤解されることも多くあります。聞こえの程度やコミュニケーション方法は人それぞれであるため、個別に配慮が必要です。

そこで、そんな方のために分かりやすく相手に伝えることとしての方法で、どんな推進をされているのでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 平成29年度から手話通訳士を福祉事務所に配置し、庁内外で手

話通訳を行っております。それで、筆談は簡単な言葉を選択しまして、できるだけ短文、短い文で伝えることを窓口対応で心がけております。

また、手話講座を職員を対象に平成30年度に1回、住民を対象にしたものと令和元年度に1回、小学校を対象に令和元年度は1回、令和4年度は1回、今年度は3回、消防職員を対象に令和3年度は3日間開催しております。議員も参加されておられましたが、住民と職員を対象にした手話講座を先週の木曜日、11月30日に開催いたしました。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 先日の手話講座では、講師の方が聴覚障害者の方で、生まれたときから全く聞こえない方でした。その講師の方が言われていたことで、説明などされるときの文章が長くなると分かりにくく、理解しにくいということをおっしゃられていました。そこで講師の方は皆さんに手話を幅広く知つてもらうため、手話講座も定期的に開催されているということでした。小学校や消防にも行かれていると言われていましたが、南国市では手話言語条例も制定されているのですから、もっと手話講座の回数も増やしていければいいのではないかでしょうか。いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 手話の授業は、希望される学校があれば伺っております。昨年度は希望する学校が1クラスでしたが、今年度は10クラスから希望をいただいておりまして、市内の小学校で少しづつ広がりもしてると思っております。

それから、手話講座は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当でしたので開催を見合わせておりましたが、5類感染症となりますので、今年度から、今年度というか最近ですけど、再開いたしました。それから、住民の方とそれから職員の希望数を勘案しながら、開催の回数は今後検討していきたいと思っております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ありがとうございます。今後は開催回数も増やしていっていただくことをお願いいたします。

聴覚障害の方たちは、聞こえないことが外見から判断できないため、放送や呼びかけにも気づかないときがあり、無視されたと周囲から誤解を受けることもあります。また、歩いているとき、後ろから来た自転車のベルや車のクラクションに気づかなかつたりもします。

そこで、耳マークという一般社団法人全日本難聴者中途失聴者団体連合会により管理された

聞こえない人たちの存在と立場を社会一般に認知してもらえるよう、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのシンボルマークがあるのですが、そのマークを見た人が聴覚障害者だと分かるようなマークということなのですが、今のところそんなに皆様には浸透していないので、分かりづらいと思います。私も先日、福祉事務所のほうで伺ってきたのですが、あまりふだんから見たことがないような、そして見てもどういった意味のあるシンボルマークなのか、私の勉強不足で分かりませんでした。

そこで、ぜひ南国市でもっと分かりやすく皆さんに周知されるようなシンボルマークとなるものを発信させていただきたいですが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 耳マークのシンボルマークですが、多くの方々に知っていただくことが必要と感じております。

それから、耳マークの聴覚障害をはじめ、視覚障害、肢体不自由や内部障害などの障害者に関係するマークの一例が内閣府のホームページに掲載されておりまして、その内閣のホームページのリンクを南国市のホームページなどへ掲載することを検討していきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ホームページで掲載することも大事なのですが、人によっては全く聞こえない、補聴器を着ければ聞き取れる、片方だけ聞こえないなど、様々だと思われます。外見では分かりにくいので周囲の人に気づいてもらはず、挨拶をしたのに無視されたなどと誤解されます。コロナ禍からはマスク着用している人も多く、表情と口の動きも分かりません。相手に伝える方法で自分からは言いにくい人もいるかと思われます。そんな方のためにも、ぜひとも南国市のシャモ番長をデザインに取り入れたりして、分かりやすい方法のシンボルマークを考えてほしいですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 南国市シャモ番長をデザインっていうような議員の提案であります、一つの方法と思います。

障害者に関係するマークにつきましては、ユニバーサルデザインの考え方で、単純性とか分かりやすさという観点から、独自性のあるデザインよりも一般的なデザインを皆様に知っていたくことが始まりと考えております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） やはりシンボルマークというとデザインを皆さんに周知していただくことが大事だと思います。よく妊娠中の方がつけているマタニティマークのように、分かりやすいものを行政のほうから発信していただきたいのですが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） マタニティマークのような形の議員の提案であります、これも一つの方法と思っております。まずは一般的なデザインを皆さんに知っていただくことが大切であると考えております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 聴覚障害者の方にとっては、周りの皆さんに分かってもらいたいけれど、自分からは発信しづらいという思いの方もいらっしゃいます。若い方の中でも突発性難聴で片方が全く聞こえなくなったけれど、周りの人たちには言いづらいということで、挨拶をしたのに無視されたとか、知らんぷりをされたなどと言われて困っている方もいます。1対1だと言えることも、周りに数人いた場合など、その方たちみんなに説明して回ることは大変なことです。そんなときにマタニティマークのような一目見て分かるシンボルマークがあれば、助かるのではないかでしょうか。今後ぜひ製作を御検討いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

最後に、次に病児保育について質問させていただきます。

現在、南国市に病後児対応型の保育所などはどのくらいあるのでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 本年度病後児対応型保育は、後免野田保育所で行っております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） それでは、体調不良児対応型の事業所はどれくらいあるのでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 体調不良児型保育につきましては、大篠保育園、小規模保育事業所の夢工房さくらで行っております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 現在、病後児対応型の保育園と体調不良児対応型の事業所の利用人数はどれくらいでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 令和4年度実績で、後免野田保育園の病後児型保育は、これ延べ人数になりますが延べ68人、体調不良児型保育は大篠保育園が延べ266人、小規模保育事業所夢工房さくらで延べ17人、計283人となっております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 病後児対応型が68名、体調不良児対応型が延べ283名ということで活用されているということですが、病児保育事業として病後児対応型や体調不良児対応型の保育サービスなどがあればとても本当に助かります。特に体調不良児対応型の保育サービスだと、保育中に体調不良となった子供を一時的に保育所等の中で預かっていただくことができて、保護者の方も仕事の途中で迎えに行かなくてよく、そのまま仕事終わりに迎えに行くことが可能となります。最近は共働き世帯も多く、近くに頼る親御さんや知り合いもいなくて、仕事を休めないときに大変助かります。南国市の保育サービスの一つとして、現在対応されている保育園以外のほかの保育園でも取り入れてみてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 病児保育事業につきましては、議員からお話をありましたとおり、お子様が病気であっても保護者が勤務などの都合により家庭で看護することができない場合にお子様をお預かりできる施設ということで、必要性はあると考えております。

ただ、病後児型保育、体調不良児型保育の実施につきましては、事業対応のための専用スペースが必要となること、また事業に対応するための人員確保を含む体制整備の課題があり、既存の施設すぐに対応することは難しい部分がございます。そのため今後の施設整備等の中で考えていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 事業対応のためのスペースや人員確保も大変だと思いますが、やはり最近では共働き世帯も多く、御近所に知り合いもいなければ、頼る親御さんも近くにいなかったりします。そういう場合に仕事を休まなくてはなりませんが、休みを取ることが可能な仕事であればいいのですが、なかなかそういうわけにはいきません。

そこで、病後児対応型の保育や体調不良児対応型の保育サービスをしていない保育園に通園していても、体調不良になった場合、体調不良児対応型の保育園、そして病後児対応型の保育園をされているところにいつでも受け入れてくれるようにはできないのでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 現在、病後児対応型保育につきましては、他の園に通う園児の受入れは行っております。体調不良児型保育園では、他の園に通う園児の受入れは行っておりませんが、これも職員の子供の受持ち人数の関係であるとか、そういう関係で受入れができていないという状況にございます。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ありがとうございます。

きのうの高知新聞にも、高知県は昨年の出生数が全国で最下位だと掲載されていました。少子化問題の中には、子育て中の様々な問題もあるかと思われますが、ぜひとも今後の少子化対策の一つとして、南国市での子育て環境をよくしていくためにも、南国市で子育てしてよかつた、安心して仕事に行くことができると皆さんに思ってもらえるよう、病児保育事業のほうにも他市町村よりも一歩でも進めていって、今後の南国市の人口増加につなげていっていただけますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で私からの質問は終了させていただきます。御答弁いただきましてありがとうございます。

○議長（岩松永治） 8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） 日本共産党南国市議団の杉本理です。

10月の選挙において市民の皆さんからの負託をいただき、再び市議会議員として働かせていただくことになりました。2期目も精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今回の一般質問は、通告しております5項目について一問一答形式でお伺いいたしますので、順次答弁をお願いいたします。

まず1項目めとして、市長の政治姿勢、国政・県政についてということでお伺いをしてまいります。

今、物価高騰が続き、実質賃金が18か月連続でマイナスとなる異例の事態となっております。長期的にも実質賃金はピーク時の1996年から年間64万円も落込み、30年前の水準となっていました。岸田文雄首相は、賃上げと経済の好循環によく明るい兆しが出てきたと述べるなど、現実を見ない姿勢です。幾ら財界、大企業に賃上げのお願いばかりを繰り返しても、物価高騰に賃金が追いつきません。政治の責任で、低賃金や格差の構造を変える改革に踏み出す必要があります。

岸田政権の経済対策は、企業の稼ぐ力が賃上げの原資だとして、供給力強化の名で大企業優遇策を拡充するというものです。日本共産党は、大企業の巨額の内部留保の一部に課税をして賃上げに活用せよと提案をしておりますが、岸田首相は内部留保は経済の好循環の中で活用されていくとして、背を向け続けています。また、賃金格差の是正にも後ろ向きで、先日の国会論戦では、岸田政権は公務員での賃金差別の実態を認めようとしませんでした。

先日、国の補正予算が可決されました。年度途中の補正予算に巨額の防衛予算を計上するなど、とても評価はできるものではありません。市長は市政報告の中で国政について触れられておりましたけれども、改めて岸田政権への評価及び今後に望むことをお伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 国政におきましては、杉本議員のおっしゃるとおり、物価高騰対策として非課税所得世帯に対する7万円の給付金、ガソリンや電気代等の負担軽減措置のための費用などを含む補正予算を11月29日に成立したところでございまして、そのように物価高騰の対策等、そういったことを想定しながら、対策をその都度取っておるというようには思っております。

地方財政におきましても、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額については、本年度の地方財政対策の水準を下回らないような実質的な水準を確保する方針というものがやはり骨太の方針等で示されておりまして、こういったことをずっと地方の必要な一般財源を確保してきておるところは評価すべきところであるというようには思っております。

今後につきましても、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地方自治体において地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるような、引き続きその物価対策等に係る交付金は今後も交付をしていただきたいと思うところでございます。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 実質的な水準を確保するということで、この点は評価すべきということをおっしゃられました。その点は私も同意見ではありますけれども、市長も言われましたとおり、まだまだ地方の実情に合った対策を講じる必要があります。国に対して引き続き市長のほうから申すべきものは申していくことをお願い申し上げまして、この項目は終わらせていただきたいと思います。

次に、県政についての評価についてお伺いをしてまいります。

先日の県知事選の結果、濱田知事が2期目に入ることになりました。今回の知事選において国の施策に対応するものばかりの4年間だったのではないかと考えさせられました。濱田知事

は、例えば小規模事業者やフリーランスを苦しめるインボイス制度については、適正な課税に必要な措置と冷たい発言をされました。また、紙やプラスチックカードの保険証廃止を避けられないことだと発言もしております。そして、大阪関西万博やＩＲ、カジノを中心とする統合型リゾートに来た客を高知に呼び込もうという関西戦略頼みの経済政策、いじめが全国ワーストになり、指導主事が現場に出ていない数字でも全国最悪、全国学力テストに加え、県版の学力テストを実施するなど、過度な競争的教育を進めています。また、県の制度が貧弱なことにより、南国市がやりたいことがやれない状況もあるのではないかと思います。

市長にお伺いいたしますが、濱田県政への評価と今後に望むことはなんでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 杉本議員からの感想ということもおっしゃられたというように思っておりますが、濱田県政におきましては、ちょうど令和元年から県政を担われて、知事となってからやはりすぐにその末からコロナがはやり始めたということでございます。その翌年の令和2年2月ぐらいからは、もう日本でどんどん広がるような状況が出て、それへの対策に追われたというのが正直なところではないかと思っております。やはり今まで経験したことのないパンデミックというような状況に即座に対応してきたということは、私は評価はできるんじゃないかというように思っております。どのような対策を取ったらいいのかっていうのは、本当にもう最初は分からぬような状況でございまして、その場その場に出てくることに適宜対応するということが必要になってくるわけであります。そういった中で、やはり資金の融資とか、そういったことをいち早く無利子で始めたというようなところ、フットワークはやはり軽かったのでは、コロナ対策に対しては適切に対応されたのではないかという感じでござります。

また、県のその対応された内容をもって、いち早く対応されたということで、市町村の独自の施策、コロナ対策の独自の施策というのも連携がスムーズに取れていったのではないかと思うところでございます。やはり県市連携した中で施策を組み立てることが一番効果的なことにつながるわけでございまして、そういった中では県と市町村の連携と施策の連携ということは取れたのではないかと私は思っております。

今後につきましても、確かに物価対策ということもございまして、こちらに対しても県独自の政策っていうことも考えていただきたいところもございますし、今後は中山間対策とか少子化対策、産業振興対策などにつきましても、市町村と連携して取り組んでいただくということ

を期待しておるところでございます。こういうことを進めることに、市としましても人口減少を少しでも食い止めていくということにつなげ、地域を活性化していくことにもつなげていきたいと思いますので、そういう観点で県市連携の流れをしっかりと取っていただくことが、濱田県政に私としては望むことであるところでございます。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

確かにコロナ対策、何も分からぬ中で一生懸命取り組んで、県外の打ち出した対策に比べ、なかなか頑張ってるなというところもあったかと思います。接種体制ですとか検査体制、それから経済対策についても、確かにやってるなというところは私も思うところではあります。やっぱり一つ一つ、市長も今申されましたとおり、中山間対策であるとか、少子化対策であるとか、一個一個県外のほかの都道府県らと比べて、本当に県民に寄り添って、いいところばかりなのかなというところはちょっと思うところなんです。

そういう意味で、市長も今言われましたとおり、市町村としっかりと連携をしていく必要があるというのは私も同感です。少子化対策、もうこの医療費の無料化なんかも南国は中学生までやっておりますけれども、これも県が未就学児、そして小学生までとどんどんやっていけば、その上乗せの形で市だってどんどんどんどんやつていけることであるわけですから、県についてはその辺も頑張ってやっていただきたいと思いますし、市長のほうからも県政について、これも必要に応じて発言、発信をしていただくようお願いを申し上げます。

次に、2項目めといたしまして津波避難タワーについてお伺いをいたします。

3月議会、9月議会で十市地区の避難タワーの建設に向けた進捗を質問させていただきました。先日も未明からの避難指示により、沿岸地域の皆さんには不安な気持ちで解除までの数時間過ごされました。いつ来るか分からない大地震、また最近の異常な雨の降り方などを考えると、一刻も早い建設が求められているのではないかでしょうか。

そこで、危機管理課長にお伺いいたしますが、9月議会以降どのような取組をされているのか、そして地元の状況はどうなっているのか、進捗をお聞かせください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 新たな津波避難タワーの建設につきましては、土砂災害特別警戒区域レッドゾーンの指定に伴う複合災害の対策として数か所のタワーの整備を予定しておりますが、これまでに整備いたしました避難路の使用を禁止するのではなく、さらなる緊急避難場所の追加を目指すものでございます。

新たなタワーにつきましては、本年度中に建設地の決定を目指し、対象の1地域からは建設地の要望をいただき、地権者と交渉を進めております。残る対象地域につきましても、順次協議を進めてまいります。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

今、数か所のタワーを整備、予定されてるという御答弁をいただきました。1か所だけなんじやないかという問合せもいただいたものですから、数か所ということで安心をいたしました。地権者との交渉を進めているということですので、ぜひ交渉をどんどん進めていただけたらと思います。

さて、建設に当たっては多額の費用が必要になってくるかと思います。財源についてはどのようなものを考えてるか、今分かる範囲でお聞かせください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 津波避難タワーの建設に係る財源は、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金、防災安全を引き続き活用できるように計画申請する予定でございます。同総合交付金は、土地購入費として3分の1、建設費で2分の1の補助率となっております。残りの財源には、これまで高知県防災対策臨時交付金の活用も行ってまいりましたが、4年度までに事業が完了するものと規定されているため、県交付金制度の継続につきまして、高知県市長会を通して要望を行っております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

土地購入費として3分の1、建設費で2分の1の補助率ということで、これ残りを負担せないかんという答弁かと思いますけれども、これ残りというとなかなか多額な額になってくると思います。今まで県の交付金があったということでしたけれども、やはりこういったものがないと市の財政を圧迫するのはもう明らかのことですから、ぜひこれは今話がありましたとおり、引き続きこの制度を継続していただきたいということで、市長会を通じて御要望ということで、市長にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

一刻も早い建設が求められるこのタワーですけれども、次にスケジュールはどのような感じで考えられていますでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 対象地域のタワー建設実行委員会にお示しいたしましたスケジ

ユールでございますが、本年度に土地選定を行った上で、6年度に国への計画申請及び決定を経て、7年度に土地を購入する予定でございます。8年度には実施設計、9年度から建設を進め、10年度に竣工予定となっております。なお、緊急避難場所の整備でございますので、期間の短縮に努めてまいります。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 6年度から順次進めて、9年度に着工して、10年度に竣工という御答弁をいただきました。今が令和5年ですから、10年度に完成となると足かけ約5年の歳月が必要になるということになります。確かに家を建てる、もうマイホームを建てるのとは、そりやあ訳が違いますけれども、やっぱり工期が大分長いなというのが正直な印象ではあります。工期がこれだけ長くなってしまうというのは、やはり国とのやり取りに時間がかかるてしまうということでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先ほども御答弁させていただきましたけれども、やはり国の交付金等を活用したいということでございますので、計画の申請及び決定をした後でなければ事業に着手ができないということで、先ほど申し上げましたスケジュールになるということでございます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 分かりました。

動かせないスケジュールのところは仕方ないとしても、動かせるところですよね、課長も短縮に努めてまいりますという御答弁でしたけれども、本当に短縮できるところはできるだけ短縮していただいて、一刻も早いタワーの竣工に向け、よろしくお願い申し上げます。

次に、私この席で再々質問させていただいておりますけれども、タワー整備後の管理についてお伺いをいたします。

以前から質問で述べさせていただいているように、タワーが立地している地域、自主防、それぞれの特色や困難さがあります。タワーが建ったのはええけれどという市民の声も聞きました。十市地域におきましても、この地域に寄り添った津波避難に関する行政をお願いしたいところですけれども、整備後の管理についてどのように考えられているのか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） これまでの津波避難タワーと同様に、地域の皆様に日常の管理をお願いしたいと考えております。補修や修繕につきましては市が行ってまいりますが、平常

時には地域の行事や催物などに活用していただいて結構でございますので、日常の清掃や見守りにつきましては地域のお力をお借りしたいというふうに考えております。

また、現在整備をしております避難路につきましても、同様に使用できるように、簡易な木や草の伐採も併せてお願いするところでございます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 簡易な木や草の伐採も併せてお願いしたいという御答弁でございました。確かにその避難路によって草刈り、木の伐採などがちゃんとやられてるところ、なかなか大変で、それが邪魔して、これは避難路として大変だぞっていう避難路だったり、様々あります。今後とも地域の実情に寄り添った津波対策、危機管理行政をお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

3項目めといたしまして、十市の農業用水についてお伺いをいたします。

先日、十市の西側の地域の農業者の方より水についての御相談をいただきました。今年の夏頃より水を通しているパイプのフィルターが数時間で詰まってしまうと、以前はこんなことはなかったのだが、これでは困りますということでした。また、私も実際その状況を見せていただきましたが、ぎっしり詰まつており、これではもう作物を育てに行ってるんだか、フィルターの管理をしに行ってるんだかっていう、もうそういう状況と言っても過言ではない状況がありました。

そこで、農林水産課長に順次お伺いしてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、十市地区、特に沿岸の施設園芸ではどのような水利用をしているのか、現在の状況を教えてください。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 南国市南部の十市地区は、施設園芸によるシシトウやショウガの生産が盛んな地域でございますが、砂地であることから用水路がなく、十市土地改良区が石土池からのポンプの圧送によるかんがい用水によって農作物生産に必要な用水を提供することで施設園芸による農業経営が可能となっております。しかし、あくまでも用途を農業用に限定して石土池の水を直接の水源としておりますので、藻などの池由来の浮遊物を多く含んでおり、水質的には良好なものではありません。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 今の池から水を引いているという御答弁でしたけれども、この池の管理はどこがされておりますでしょうか。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 石土池につきましては防災調整池として高知県中央東土木事務所が管理しておりますが、かんがい用水に關係する取水地等の施設につきましては、十市土地改良区が県より占用許可を受けて管理をしております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

先ほど水質的には良好なものではないという答弁でしたけれども、その対策はどうなっていますでしょうか。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） この問題に対しましては、農業者の方の下流に当たる圃場で営農されていた方が利用されまして、水の利用がなくなったことで、その圃場近辺で配管内の浮遊物が滞留しやすくなつたということが原因と推測されておりますので、高知県中央東農業振興センターと連携をして、用水の運営管理をしている十市土地改良区と協議検討しました結果、高知県の単独事業を活用した配管内の浮遊物が滞留しにくくなるような対策を今年度内の事業実施を目指し、現在申請の準備を進めているところでございます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

御答弁では県や改良区と検討した結果、今年度中に対策事業を行う準備をしているという答弁でしたけれども、これはどのような事業になるのか、もうちょっとお聞かせいただいてよろしいですか。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 現在、高知県の中央東農業振興センターのほうで設計とかというところをやっていただいておるところでございますが、工事の方法としては水を排水するような対策で、水が止まらないような工事をするような予定と聞いております。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

止まらないような事業ということで、多分バイパス的にどっかに抜くっていうことになるのかなというふうに私は理解をしましたけれども、あと今年度中に実施をするという御答弁でしたけれども、これいつ頃完成の予定ですか。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） まだ設計とか申請の手続まではできておりませんので、ただ今年度の予算を活用してということで、もう年度内ということで、3月までには完了するという予定でございます。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

今年度中に設計などをして、今年度中の着工というか、完成を考えていることだと思います。一刻も早い完成を期待して、次の質問に移らせていただきます。どうもありがとうございます。

次に、平和行政について、2点質問をしてまいります。

1つは、今西議員も取り上げておりましたが、パレスチナ、ガザ地区における戦闘行為についてです。

市長とは平和行政、核兵器廃絶、ウクライナ侵攻などを論戦してまいりまして、その都度市長の平和への思いを語っていただきました。午前中の質問と重複いたしますが、改めて今回の戦闘行為についての平山市長の思いをお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 午前中にお答えしたとおり、パレスチナ、ガザ地区をめぐる問題につきましては、休戦もいつときなったわけでございますが、今またそういうふうに攻撃が行われておるところでございまして、多くの方々が犠牲になり、また支援物資についても不足しているという報道もあって、本当に人道の危機であるというようにも思っております。一刻も早くこういった戦闘は本当に中止していただきたいと思うところでございますが、やはり過去から長い歴史もあることでございまして、こういったことがすぐさま解消する、心の中にあるものがすぐさま解消するということはなかなか難しいことでもあろうとは思います。しかしながら、やはり犠牲になる方がいるということはあってはならないことではありますので、やはり国際社会連携の下、こういう紛争が起こらないように、戦争が起こらないように、連携をもって平和的解決を図っていくということが望まれることではないかと思うところでございます。日本もやはりそこの連携の中で働きかけていく必要があるというように思うところでございます。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

午前中に引き続き市長の思いを語っていただきました。今、市長が言われた平和的解決をし

ていかなければならないという答弁ですけれども、やはり高知県第2の都市として、地方自治体として、紛争のない恒久的な平和を維持することを求めるメッセージを出すべきではないでしょうか。

先月11月8日には、首都圏の九都県市首脳会議において緊急人道アピールが出されました。例えばこんな形で紛争を止める、そして恒久的な平和を実現させる、そういう必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） そういう紛争を止めるというようなことに対する1市、一つの市がそういう宣言をするということよりも、やはり全国的な組織であります市長会等でそちらを取り上げ、国に対して要請するということが非常に効果的ではないかと思います。そういった点で、高知県は高知県市長会があるわけでございますので、そちらのほうから働きかけができないか、相談をしてみます。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 御答弁ありがとうございました。

ぜひ市長会で御相談いただきまして、すばらしいメッセージを出していただくようお願いをいたします。

先月11月23日に行われました南国市戦没者追悼式では、今回も中学生のすばらしい作文が朗読され、私自身もこの思いに応えなければとの思いを新たにさせられたところです。市長も御挨拶をされ、そして中学生の作文や御遺族の思いをお聞きになられました。改めて市長の思いをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 現在平和と繁栄という中で日本はおるわけでございますが、過去を謙虚に振り返り、戦争の悲惨な体験を忘れることなく、二度とこの悲しみの深い歴史を繰り返さないようしないといけないというふうに誓いを立てたところでございます。改めてその戦争の中から学び得た日本の悲惨な今までの経過の中で、そういった戦争に向かったという反省というものをしっかりとと思いを強くし、今後幸せな社会を築いていくために、全力をもって当たっていく所存でございます。

やはりこの悲惨な戦争の記憶というものをしっかりと後世に引き継いでいく、その作文にもありましたとおり、そういった取組がやはり戦争のない社会をつくっていくのであろうと思います。そういった思いを持った人をどんどん広げていく必要があろうと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

どんどん広げていく必要があると、そして安心のまちづくりに全力を尽くすと御答弁をいただきました。本当に市長の言うとおり、その思いはしっかりと実現をさせなければいけないと思うところです。

しかし、国政ではどうでしょうか。先日、陸海空自衛隊による統合演習が西日本の4つの民間空港を使って戦闘機の離着陸訓練が行われました。自衛隊の戦闘機が有事を念頭に置いて民間空港で離着陸訓練をするのは、軍民共用空港を除き初めてということです。軍事利用される空港、港湾は、戦時に相手国の攻撃の標的になる危険があります。岸田政権は、昨年末に閣議決定した安保3文書において民間の空港、港湾施設等の利用拡大を図るとしたのを具体化し、マスコミ報道では高知龍馬空港も候補として報道されています。報道の中では、民間空港、港湾などの利用拡大にとどまらず、自衛隊がより使いやすくするため、整備や機能強化を進めるとしていることです。実際この報道を聞いた濱田知事は、これを機に国が港を整備してくれるから歓迎との立場を表明されました。

従来、自衛隊が民間空港、港湾を使用する場合は、その都度管理者である自治体に申請をしていますが、今回の動きはそうした手続を必要としない調整の枠組みをつくろうとするものであり、自衛隊の優先使用につながりかねません。

そこでお伺いをいたしますが、政府は特定重要拠点として全国数多くの港、空港の整備を検討しています。県内では宿毛湾港、高知港、高知新港、そして本市の龍馬空港が候補に上がっていると聞きますが、このことについて国や県から何か聞いておりますでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） それについては国や県からは聞いておりません。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 県に対しては説明を言ったということですけれども、県や国からは市に対して説明というか、情報がないということだと思います。

私たちの南国市は、戦前海軍の飛行場がある町として米軍の爆撃機が襲来し、畑から命からがら逃げ回った話なども聞きます。また、民間空港建設に当たっても、賛成、反対と市民の声が割れる中、誕生した空港でもあります。今回の報道を受けて、市民が不安に感じているのではないかでしょうか。市役所などに市民から不安や問合せがあるかどうか、お聞きいたします。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） この件に関しましては、市には直接の問合せはございません。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 直接の問合せはないという御答弁でした。

これから話が具体化していくことがあれば、市民のほうから不安の声も出てくるかと思います。ぜひそういった場合には、持っている情報があればぜひそれを開示して、市民の皆さんに情報を提供していただくようお願いを申し上げます。

さて、南国市議会での各種平和に関する議決はもちろんのこと、1997年には高知県議会において高知県の港湾における非核平和利用に関する決議が決議されています。市長におかれましては、この決議なども踏まえて、引き続き平和行政の前進に努めていただくこと、また今回のことに関して県や国からの情報収集に努めていただき、立地自治体の首長として、情報公開を求め続けるようお願いを申し上げまして、次の項目に移らせていただきます。

最後、学校給食の無料化をということで質問をさせていただきます。

今年の6月議会におきまして、昨年度の3学期と今年度の2学期の学校給食の無料化を取り上げさせていただきました。その場におきまして恒久的な無料化をということも私は質問をさせていただきました。先ほどの国政についての質問でも述べましたが、賃上げが物価高騰に追いつかず、子育て世代の家計は大変です。保護者の皆さんから聞くのは、やはり学校に通わすのはお金がかかるということです。学用品代、部活、制服、修学旅行、様々にお金がかかります。そういった意味でも、今年度2学期だけではなく3学期も無料化にすべきだと、することによって家計の負担軽減を図っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 2学期の学校給食費の無償化につきましては、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援を目的として、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源として行っております。この交付金につきましては、3学期に提供される小学校、中学校の給食費を賄うだけの残額はないと聞いておりますので、3学期に提供される給食を無償化するのは難しいと思っております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 分かりました。

では、新年度の予算編成の真っ最中だとは思いますが、令和6年度につきましてはいかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 義務教育における保護者負担の軽減については図っていくべきだと考えております。しかしながら、給食の無償化には多額の財政負担が必要となりますので、市単独の財源では大変厳しいと思っております。そのため昨年度や本年度のように保護者負担軽減につながる財源がある場合には、積極的に活用してまいりたいと考えております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

以前この場で、憲法で要求されている教育の無償化であるということをここで述べさせていただきました。憲法で言われてるわけですから、本来なら国でやらなければいけない事業だということだとは思いますけれども、以前からの繰り返しになりますが、やはり国でやらないのであれば、市民生活を改善していく、そういう意味においては市がやはりやっていくことが必要かと思います。事務処理の中でなかなか大変だと思いますが、無料化にするか有料化にするかっていうオール・オア・ナッシングが一番事務的には楽なんだとは思いますけれども、例えばほかの自治体では3割じゃなくて4割のところまで枠を広げるですか、対象者を絞っての形にするですか、そんな形も取られてるところもあります。

また、次長からは義務教育における保護者負担の軽減については図っていくべきという答弁をいただきました。やはり南国市に住んでもらう、住み続けてもらうためには、ほかの自治体とは違った施策をアピールしていかないといけないと思います。大型事業が続いている本市において、国や県からの財源がない中、独自の支出をしていく、これについては本当に大変なことだとは思いますけれども、引き続き子供たちのため、保護者のために御検討いただきますようお願いを申し上げまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

—————\*

○議長（岩松永治） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明6日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時12分 延会